

里親等による重大被措置児童虐待に係る教育委員会の対応について

義務教育課
心の支援課

1 検証により明らかとなった事実（検証報告書 P5～9）

- 令和2年11月17日（火）に学校が実施した「いじめ・体罰アンケート」に、A児が性被害を受けていることが疑われる記載をした。
 - 11月19日（木）、校内会議において、関係教職員がアンケートの結果を共有。校長の指示により、担任がA児から聴取りする方針を決定。
 - 11月20日（金）、担任がA児から、今年度になってから里父に触られるようになったことを聴き取り、校長、教頭に報告。校長がスクールカウンセラーの次回来校時（12/3）にA児と面接できるよう調整することを教頭に指示。
 - 12月3日（木）、スクールカウンセラーとの面接において、A児が里父による性被害について言及。面接結果及び児童相談所への即刻通告すべきであることを教頭へ報告（同日中に児童相談所が一時保護）。
- ※上記のほか、里父はA児を含む4人に対する身体的虐待を行った。また、身体的虐待は、他の児童の面前で行われたこともあった。

2 報告書で示された学校の対応に係る課題及び提言

項目	課題（検証報告書 P22）	提言（検証報告書 P35～36）
学校から児童相談所への通告の遅れ	ア 学校は、虐待対応の理解と危機意識が不足していた。通告が遅れた間に性的虐待を更に受けた可能性がある。	ア 学校管理職に対し、児童虐待対応の研修を実施すること。学校内部で「虐待対応の手引き」を周知徹底すること。
	イ 児童相談所は、学校が気軽に相談できる関係性を構築できていなかった。	イ 児童相談所は学校等と定期的に情報共有し、連携して支援を行うこと。

3 これまでに取った対応

（1）児童虐待に関する通知等

令和3年7月1日	児童・生徒に対する虐待への対応について（通知） ※子どもが示すサインを見逃さず、全ての児童生徒の安否確認に努めるとともに、把握がなされた場合には、速やかに市町村教委、市町村の虐待担当課と連携して支援を行うよう、改めて文部科学省の手引きを周知し、適切な対応を依頼。
令和3年11月5日	「児童虐待防止月間」の実施及び文部科学大臣メッセージの発信について（通知） ※月間の実施に合わせ、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応等の観点から適切な対応が図られるよう依頼。
令和3年12月23日	「学校における児童生徒の虐待対応に関する取組状況について」（依頼）により、校内研修及び手引きの見直しの実施を依頼

(2) 管理職を対象とした研修会の実施

学校が通告する場合の判断基準、通告の仕方等について、児童相談所と連携し、校長・教頭を対象とした研修を実施（令和3年10～令和4年1月 8会場で実施）。

(3) 警察、児童相談所及び教育委員会の合同図上訓練の実施

児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護のため、連携強化と現場対応力の向上を図るため、合同訓練を実施（令和3年10～11月 5会場で実施）

4 今後の対応

(1) 教職員研修の実施

① 義務関係（特別支援を含む）

新任校長研修（4月）、新任教頭研修（6月）に児相職員による研修を実施
市町村教育委員会連絡協議会、校長会等を通じ、校内研修の実施を依頼

② 高校関係

新任教頭研修（8月）に児相職員による研修を実施
新任校長研修（4月）に心の支援課職員による研修を実施

③ 年度当初にマニュアル等を活用した校内研修の実施を依頼

(2) 警察、児童相談所及び教育委員会の合同図上訓練の実施

(3) 春休み等長期休業中の見守り（LINE・電話相談の周知、校内相談体制の整備）を依頼

重大被措置児童等虐待検証報告書の概要

長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
処遇審査部会 重大被措置児童虐待検証委員会

第1 検証について（検証報告書P2～3）

1 検証の目的

事案の発生を避けなかった背景を明らかにし、二度と被措置児童等虐待が発生することのないよう、未然防止策等を提言することを目的とする。

2 検証の枠組み

(1) 検証対象

児童相談所、里親、補助員、教職員、市町村教育委員会、市町村、県

(2) 意見聴取の対象

長野県里親会連合会、里親審査部会、近隣ファミリーホーム事業者

(3) 検証の視点

里親認定、児童委託、事案発生後

3 検証の方法

記録、ヒアリングに基づく検証等

第2 検証事案（検証報告書P4～9）

1 里親及びファミリーホーム

H27. 12 長野県において里親登録（里父・里母）

H29. 8 専門里親の登録（里父）

H30. 9 ファミリーホーム開設

R 3. 1 里親登録抹消、ファミリーホーム廃止

2 被害児童

	A児	B児	C児	D児
虐待類型	身体的虐待 性的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待
被害開示日※	R2. 11. 17	R2. 12. 4	R2. 12. 4	R2. 12. 4
一時保護日	R2. 12. 3 (児相へ通告日)	R2. 12. 8	R2. 12. 11	R2. 12. 15

※ 児童から虐待が疑われる開示が最初であった日、又は里父から虐待を疑わせる発言が最初であった日

- ・ A児 R2. 11. 17 β学校が実施した「いじめ・体罰アンケート」に性的虐待が疑われる記載
- ・ B児 R2. 12. 4 里父がB児への身体的虐待を認める
- ・ C児 R2. 12. 4 里父がC児に対する身体的虐待を疑わせる発言
- ・ D児 R2. 12. 4 D児が里父による身体的虐待を開示

第3～4 課題（検証報告書P10～24）及び提言（検証報告書P25～37）

1 里親認定に係る事項

項目	課題	提言
(1) 虐待歴等の確認	刑罰証明書で確認できる刑罰を除き、他の都道府県での虐待歴等を確認する手段がない。	ア 虐待歴等の情報を把握できる仕組みの創設を国に要望すること。 イ 他の都道府県で里親登録のあった者について、委託歴や養育状況を調査し、里親審査部会に報告すること。
(2) 里親認定に関する調査審査のあり方	ア 児童相談所は、里父との連携の困難さ等を感じていたが、里親審査部会に情報提供、説明をしなかった。	ア 里親希望者の調査審査の新たな方法を検討すること。 ・十分な調査を実施し、里親審査部会に情報提供すること。 ・審査資料に懸念や違和感等を記載すること。 ・付帯意見が付された場合の取扱いを明確にすること。 ・付帯意見が付された里親に委託する場合、事前に里親審査部会の意見を徴するなど慎重に判断すること。
	イ 児童相談所が市町村に対し、意見書の修正を打診し、意見書を差し替えた。	イ 意見書作成の観点を明示する等、訪問調査のあり方を見直し、その差替えを求めないこと。市町村に里親認定調査書の提供を検討すること。
	ウ 里親登録の更新手続が形骸化している。	ウ 里親の適格性に関する実質的審査が行える仕組みを検討すること。
	エ 専門里親の認定手続が形骸化している。	エ 適格性や専門性に関する実質的審査が行える仕組みを検討すること。

2 児童の委託（委託時・委託中）に係る事項

項目	課題	提言
(3) 養育者等の虐待に関する理解	ア 里父は自らの暴力行為を正当化していた。	ア 里親が子どもの権利、虐待予防等の理解を深められるよう、研修プログラムを見直すこと。 イ セルフチェックの仕組みの導入を検討すること。 ウ 補助員に対する研修の導入、適性を確認する仕組みを検討すること。
	イ 里父の暴力行為を里母及び補助員は制止できなかった。	
(4) ファミリーホームの運営状況等	ア ファミリーホームの運営状況の確認が不十分だった。	ア ファミリーホームの運営状況を定期的に確認する仕組みを導入すること。（監査等）
	イ ファミリーホームの更新手続等の定めがなく、設置・運営の方針等が明確になっていない。	イ ファミリーホームの設置・運営のあり方について検討すること。

項目	課題	提言
(5) 里親と児童相談所との連携	ア 児童相談所は里父の養育に対する違和感等を軽視し、問題意識を持たなかった。	ア 養育に関する違和感等を明確化し、養育者等に働きかけ改善を図ること。里親認定基準に抵触する可能性がある場合、課題を審査する仕組みの導入等を検討すること。
	イ 複数の児童相談所が児童を委託していたが、児童相談所間の情報共有や一貫した支援・指導が行われていなかった。	イ フォスタリング機関が、養育状況等の情報を関係機関と共有し、役割分担、評価等を適切に行うこと。 ウ フォスタリング機関の役割を明確化し、養育者と関係機関の連携調整等の役割を發揮すること。
	ウ 児童相談所による養育状況の把握が不十分だった。	
	エ 児童相談所による介入が不十分だった。	エ 児童相談所等の職員の資質・専門性を向上し、適切な介入ができるようにするため、研修や助言・指導を受けられる機会を確保すること。
(6) 関係機関の情報共有	ア 児童相談所は、学校と情報共有を行っていなかった。	ア 児童相談所は学校等と定期的に情報共有し、連携して支援を行うこと。
	イ 児童相談所は、里親所在市町村と情報共有を行っていなかった。	イ 児童相談所は里親所在市町村と定期的に情報共有し、連携して支援を行うこと。
	ウ 里父に関する情報が、児童相談所間で共有されていなかった。	ウ フォスタリング機関が、養育状況等の情報を関係機関と共有し、役割分担、評価等を適切に行うこと。 〔(5)イ再掲〕
(7) 子どもの権利擁護	ア 子どもの声を聴く体制が不足していた。	ア 児童が児童相談所や外部の第三者に直接意見を表明できる機会を確保すること。(アドボケイトの導入等)
	イ 子どもの権利について定期的に説明していない等、説明が不十分だった。	イ 児童及び養育者に対し、子どもの権利について定期的に説明すること。児童の年齢や特性を考慮して説明内容や方法を工夫すること。
	ウ 「子どもの権利ノート」の内容が年齢等に応じた分かりやすいものになっていなかった。	ウ 児童にとって利用しやすくなるよう「子どもの権利ノート」を全面改訂すること。
	エ 被害児童は様々な不安から被害を表明できなかった可能性がある。 約2年間児童と面接を実施していない児童相談所があり、この間に身体的虐待が行われていた。	エ 児童が被害を表明できるよう、児童相談所は児童との信頼関係を構築すること。虐待が発生していないか定期的に児童から聴取する等、面接頻度や方法を明確に定めること。

項目	課題	提言
(8) 養育者等 を支える 仕組み	ア 里親の状況を把握し、ニーズに対応する支援が不足していた。 児童相談所やフォスタリング機関等の支援機関の協働や、ファミリーホーム所在市町村や学校等との連携が不十分だった。	ア 児童相談所等の職員の資質・専門性を向上し、適切な介入ができるようにするため、研修や助言・指導を受けられる機会を確保すること。 〔(5)エ再掲〕 フォスタリング機関は、養育者との信頼関係を構築し、頼られる存在となること。 フォスタリング機関の役割を明確化し、養育者と関係機関の連携調整等の役割を発揮すること。 〔(5)ウ再掲〕
	イ 里父は里親同士の交流等に消極的だった。	イ 里親同士の支え合い、レスパイトの活用を推進すること。
	ウ 現行の里親制度には、被措置児童等虐待を潜在化させるおそれがある。	ウ 里親欠格事由の見直しに向けた調査検討を国に対し要望すること。
(9) ファミリーホーム の評価	ファミリーホームにおいて、外部評価等が実施されていなかった。	ファミリーホーム事業者に積極的に外部評価を活用することを促すとともに、自己評価を行わせること。

3 事案発生後に係る事項

項目	課題	提言
(10) 学校から 児童相談 所への通 告の遅れ	ア 学校は、虐待対応の理解と危機意識が不足していた。通告が遅れた間に性的虐待を更に受けた可能性がある。	ア 学校管理職に対し、児童虐待対応の研修を実施すること。学校内部で「虐待対応の手引き」を周知徹底すること。
	イ 児童相談所は、学校が気軽に相談できる関係性を構築できていなかった。	イ 児童相談所は学校等と定期的に情報共有し、連携して支援を行うこと。 〔(6)ア再掲〕
(11) 児童相談 所の対応 の遅れ	ア 通告を受けた児童相談所は、一時保護に対応できる態勢になかったが、他の児童相談所に直ちに応援要請を実施しなかった。	ア 通告を受けた児童相談所が、直ちに保護できる態勢にないときは、他の児童相談所の応援を得て、直ちに保護できる体制を構築すること。
	イ 面接時に虐待が疑われる発言があったが、これを掘り下げて確認しなかったため、被害の把握が遅れた。	イ 面接時の発言を注意深く聴くとともに、発言から課題に気づき、掘り下げて確認すること。
	ウ 児童が被害を開示できない可能性の考慮が不足し、保護が遅れた。	ウ 児童の安全を最優先し、一時保護した上で、調査等を行うこと。
	エ 複数の児童相談所が児童を委託している場合の虐待対応について、事前検討が不十分だった。	エ 複数の児童相談所が児童を委託している場合、どのように虐待対応するかあらかじめ検討しておくこと。

項目	課題	提言
(12) 関係機関 の情報管 理	<p>県による事案公表前に学校に対する取材が行われる等、関係者からの情報漏洩が疑われる事実があった。</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p>ア 検証中の内容等が外部に漏洩しないよう、情報管理を徹底すること。</p> <p>イ 被害児童の最善の利益を考慮し、公表の時期・内容等について十分配慮すること。</p> <p>ウ 報道機関に対し、プライバシー保護、二次被害の防止等に十分配慮するよう依頼すること。</p>
(13) 被害児童 に対する アフター ケア	<p style="text-align: center;">—</p>	<p>ア 被害児童の心理的負担に配慮し、被害状況の聴き取りは1回で終わられるよう努めること。</p> <p>イ 被害児童に合った心のケアを実施すること。</p> <p>ウ 被害児童に対する弁護士等による支援を必要に応じて検討すること。</p>
(14) 虐待再発 防止	<p style="text-align: center;">—</p>	<p>虐待防止の具体的な取組について、その効果を確認すること。</p>

重大被措置児童等虐待 検証報告書

令和4年3月22日

長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会処遇審査部会

重大被措置児童虐待検証委員会

目 次

はじめに	1
第1 検証について	
1 検証の目的	2
2 検証の枠組み	2
3 検証の方法	3
第2 検証事案	
1 里父、里母及び当該ファミリーホーム	4
2 A児	5
(1) 事案の概要	
(2) 委託から保護に至るまでの経過	
3 B児	7
(1) 事案の概要	
(2) 委託から保護に至るまでの経過	
4 C児	8
(1) 事案の概要	
(2) 委託から保護に至るまでの経過	
5 D児	9
(1) 事案の概要	
(2) 委託から保護に至るまでの経過	
第3 課題	
1 里親の認定に係る事項	10
2 児童の委託（委託時・委託中）に係る事項	13
3 事案発生後に係る事項	22
第4 提言	
1 里親の認定に係る事項	25
2 児童の委託（委託時・委託中）に係る事項	28
3 事案発生後に係る事項	35
(参考資料)	
1 事案検証経過	38
2 検証委員会委員名簿	39
3 処遇審査部会運営要領	40

はじめに

令和2年11月に小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」）において里親による重大な被措置児童等虐待が発覚した。長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会処遇審査部会を重大被措置児童虐待検証委員会（以下「検証委員会」）として位置付け、検証委員会において検証を行い、報告書としてまとめた。

本報告書は本被措置児童等虐待が、子どもへの重大な権利侵害であることを重く受け止め、今後同じような事案の発生を防ぐため、検証を通じ、課題等を明らかにし、必要な取組を提言として取りまとめたものである。

この提言により、社会的養護下にある全ての子どもの安全・安心な暮らしを実現するための取組が更に強化され、子どもの最善の利益が保障されることを切に願うものである。

本事案は、平成28年公布の児童福祉法改正により家庭養育優先の原則が示され、令和2年度から全国の自治体で社会的養育推進計画に則り家庭養育への移行が進められている中、長野県で顕在化した重大事案である。これまでの社会的養護は施設養護が中心であり、里親養育の実情についてはあまり知られてこなかったが、今後は地域において里親養育家庭が増えていくことが想定される。これまでの里親養育においては養育者への支援が十分とは言えない中で、孤立した環境で社会から委託された養育を担ってきた。現在はフォスタリング機関との協働によるチーム養育の中で子どもを養育する体制構築が全国で始まり長野県でも進められているところである。安全と安心を保障する約束をして措置した社会的養護の場で虐待を受け子どもが犠牲者となることは絶対にあってはならないことである。しかし、毎年全国の施設、里親、ファミリーホーム、一時保護所において虐待事案が発生し続けているのが実情である。

本事案においては、当該養育者はすでに裁判の中でその対応や責任、罪が問われ、判決が確定している。しかし、裁判で対象とされた事案以外にも被措置児童等虐待と認定される事案があり、これら全てについてそのような事態が生じた経緯、それらが潜在化した理由、また顕在化した後の各関係機関の対応について、幅広く詳細に調査を行った。

あってはならないことを二度と生じさせないために変えなければならないことは何かを検討してきた。

社会的養護は養育者だけでなく、社会と一緒に子どもの育ちを支える（社会的共同親）ものであり、私たちはそこで生活する子どものことを「自分の子どもであったら」、「自分が子どもであったら」と考え、子どもがいっしょに生きてくれる人を見つけられるよう、子どもにとって最善の利益を保障する育ちの場や関係性を提供する責任がある。

また、「子どものため」の対応が子どもにとってどのような結果をもたらしているか、子どもの声を聴くことを忘れてはならない。「子どものために」で留まらず「子どもとともに」あることが求められる。子どもとともに生きる大人、社会の責任としてなすべきことを県民それぞれの立場からも考え続けていただきたい。ここに挙げた提言は必ず実施されるべきことばかりであり、今後どう実現されていくか県民の皆様に見守っていただく必要がある。

長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会処遇審査部会
重大被措置児童虐待検証委員会
委員長 上鹿渡 和宏

第1 検証について

1 検証の目的

本検証は、様々な面から事案の発生を避けなかった背景を明らかにし、二度と同様の被措置児童等虐待が発生することのないよう、未然防止策や万が一発生した場合の早期把握及び適切な対応のために必要となる今後の方策を提言することを目的として行う。

2 検証の枠組み

(1) 検証対象

ア 児童相談所

児童相談所は、里親認定に関する調査業務の他、被害児童の委託を決定するとともに、委託後も継続的に児童の生活状況を確認し、課題がある場合には必要な措置を講じる必要がある立場にあったこと、児童を養育する者に対して支援・指導を行う立場にあったこと、一時保護を決定する立場にあったことから検証対象とした。

イ 里親、ファミリーホーム補助員

本事案は里親が運営していたファミリーホームで発生した。里親、補助員は養育者等として児童の安心・安全を確保し、健全な養育環境において、児童を養育しなくてはならない立場にあったことから検証対象とした。

ウ 教職員、教育委員会

被害児童はファミリーホームが所在していた地元の学校に通っており、教職員は、虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、児童相談所等に速やかに通告しなくてはならない立場にあった。

また、教育委員会は児童虐待対応について、教職員等に対して指導する立場にあった。以上の理由から検証対象とした。

エ 市町村

里親認定手続きの際に調査等を実施しているため検証対象とした。

オ 県（本庁）

県は当該ファミリーホームの設置の届出を受け付けること並びに、里親の認定及び更新を行う立場にあったことから検証対象とした。

(2) 意見聴取の対象

ア 長野県里親会連合会

里親養育の現状と課題を把握する必要があるため、意見聴取の対象とした。

イ 長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査部会（以下、「里親審査部会」）

里親認定制度の現状と課題を把握する必要があるため、意見聴取の対象とした。

ウ 当該ファミリーホームの近隣ファミリーホーム事業者

当該里親の日ごろの様子等を把握する必要があるため、意見聴取の対象とした。

(3) 検証の視点

以下の視点で検証を行った。

- 里親の認定に係る事項
- 児童の委託（委託時・委託中）に係る事項
- 事案発生後に係る事項

3 検証の方法

(1) 記録に基づく検証

児童相談所、学校等の関係者から検証に必要な記録及び資料の提出を受け、上記目的の達成のために必要な実態の把握及び分析等を行った。

(2) ヒアリングに基づく検証

記録に基づく検証で明らかとなった事実等について、さらに詳細を把握するため、関係機関（者）への意見聴取などを行った。

(3) その他

裁判の傍聴を通じ、警察の捜査等で明らかになった事実の把握を行った。

本委員会において今回の事案についての課題を抽出、分析し、未然防止策や万が一発生した場合の早期把握及び適切な対応のために必要となる今後の方策について議論し、本報告書をまとめた。その過程で必要な関係者へのヒアリングを本委員会において実施し、その内容も踏まえて本報告書をまとめた。

第2 検証事案

ファミリーホームの養育者である里父が、当該ファミリーホームにおいて監護していたA児に対し、性的虐待を行うとともに、ファミリーホームで監護していたA児、B児、C児及びD児の4人に対し、身体的虐待を行った。また、身体的虐待は、他の児童の面前で行われたこともあった。

1 里父、里母及び当該ファミリーホーム

年月日	内容
H21. 4. 1	他の都道府県において里親登録（里父及び里母）
H27. 12. 11	長野県において里親登録（里父及び里母）
H29. 8. 21	専門里親登録（里父）
H30. 9. 1	ファミリーホーム開設
R2. 12. 3	X児童相談所がA児を一時保護
R2. 12. 4	情報共有会議（X・Y・Z児童相談所）
R2. 12. 8	X児童相談所がB児を一時保護
R2. 12. 11	Y児童相談所がC児を一時保護
R2. 12. 15	Z児童相談所がD児を一時保護
R3. 1. 18	里親登録抹消届、ファミリーホーム廃止届提出
R3. 2. 26	里父が監護者性交等罪で逮捕
R3. 4. 30	長野県が本事案を公表

2 A児

(1) 事案の概要

A児は、自らの行動の理由について里父から問われた際、里父と口論となり、里父から叩かれた（**身体的虐待**）。

A児は、里父から性的虐待を受けた（**性的虐待**）。

(2) 委託から保護に至るまでの経過

年月日	対応機関	対応内容
事案発覚まで	Y児童相談所	<p>（里父及び里母に対する指導状況等）</p> <p>定期的に里親宅を訪問し、里父及び里母と面接して相談・指導を行っていた。</p> <p>性的虐待が行われた約半年前に、里父の隣でA児が寝ていること（その後里父は2階の寝室に移動し分離）を里親から報告（※）を受けて把握したが、里母が承知していることであり、指導はしなかった。</p> <p>※順番に一人ずつ里父と寝る時間をとっていると里父から報告があった。</p> <p>（里母による性教育）</p> <p>里母は、A児に対し自分を大切にする観点から性教育を実施。児童相談所はその事実を把握していた。</p> <p>（A児との面接状況）</p> <p>1～2か月に1度程度、里親宅においてA児と面接し、状況を把握していた。A児は、面接において里親委託後から一貫して生活で困ったことはないと話していた。</p>
R2. 11. 17	β学校	<p>いじめ・体罰アンケートを実施。</p> <p>学校の実施したアンケートに、A児が性被害を受けていることが疑われる記載をした。</p>
R2. 11. 19	β学校	<p>校内会議において、関係教職員がアンケートの結果を共有。校長の指示により、担任がA児から聴取りする方針を決定。</p>
R2. 11. 20	β学校	<p>担任がA児から、今年度になってから里父に触られるようになったことを聴き取った。</p>
R2. 11. 20	β学校	<p>担任がA児から聴取した結果を校長、教頭に報告。校長がスクールカウンセラー（以下「SC」という。）の次回来校時（12/3）にSCがA児と面接できるよう調整することを教頭に指示。</p>
R2. 11. 20～12. 2	β学校	<p>校長の指示に基づき担任、養護教諭が、A児に声掛けと見守りを実施。声掛けに対し、A児から相談はなく、</p>

		特段の変化も見られなかった。
R2. 12. 3	S C	S Cとの面接において、A児が里父による性被害について言及。S Cが面接結果及び児童相談所へ即刻通告すべきであることを教頭へ報告。
〃	β学校	教頭から校長へS C面接結果を報告。校長が、市町村教育委員会への報告及び児童相談所への通告を指示。
〃	β学校 市町村教育委員会	校長及び教頭から市町村教育委員会へ報告。市町村教育委員会は、直ちに児童相談所へ通告するようβ学校へ指示。
〃	β学校 Y児童相談所	β学校からX児童相談所へ通告。A児の担当はY児童相談所であることが分かり、改めてY児童相談所へ通告。Y児童相談所は、明日以降の対応となる旨をβ学校へ説明。
〃	β学校	市町村教育委員会へ、児童相談所より、対応が明日以降になる旨の連絡があったことを連絡。
〃	市町村教育委員会	X児童相談所に対し、直ちに対応してもらいたい旨を要請。
〃	X児童相談所	市町村教育委員会の要請をY児童相談所に伝達。
〃	Y児童相談所	Y児童相談所は、職員体制から直ちに対応できない状況にあつたため、X児童相談所に対応を依頼。X児童相談所が対応することを決定。
〃	Y児童相談所	Y児童相談所からβ学校へ、X児童相談所が本日中に対応することを連絡。
〃	X児童相談所	A児を学校に出向いて面接の上、一時保護。
〃	X児童相談所	里父及び里母と面接。 里父は性的虐待を認めず。
R2. 12. 4	Y児童相談所	里父と面接。 里父は性的虐待を認めず。
	Y児童相談所 (児童福祉司)	A児と面接。 ファミリーホームから離れたい、里父とは関わりたくないと言言。
R2. 12. 11	Y児童相談所 (児童福祉司)	A児の被害確認面接を実施。 A児との面接から被害の確証を得て、警察に情報提供。
R3. 1. 25	Z児童相談所	里父から性的虐待について認める旨連絡。
R3. 3. 1	Y児童相談所 (児童心理司)	A児と面接。 里父から2人だけの秘密だと言われていたと言言。
R3. 10. 19	検証委員会	ヒアリングにおいて里父がA児への体罰について言及。

3 B児

(1) 事案の概要

B児が質問に答えなかったときに、里父はB児を叩いた。このような行為は少なくとも4～5回あった。(身体的虐待)

(2) 委託から保護に至るまでの経過

年月日	対応機関	対応内容
A児に対する事案発覚まで	X児童相談所	<p>(里親委託前)</p> <p>里親委託に向けたB児と里親との交流の進め方について、当時B児が措置されていた施設の職員と話し合う中で、里父は感情的になったことがあり、当該施設長からX児童相談所に対し、里父の里親としての適格性に疑問が呈された。その後、里父が施設側に謝罪したことから、X児童相談所は一過性のものとして問題視しなかった。</p> <p>(B児との面接状況)</p> <p>里父は、X児童相談所によるB児との面接は、B児にとって非日常で里親とB児の関係を壊しかねないため、B児との面接を控えてほしいとX児童相談所に申し入れ、X児童相談所は里父の希望を受け入れた。約2年後に里父から「(B児との面接は)大丈夫」との連絡を受けるまで、委託開始から約2年間、B児と面接していなかった。</p> <p>その後は、2か月～1年半に1度程度、里親宅においてB児と面接し、状況を把握していた。</p> <p>B児との面接において、B児は困ったことはないと話していた。</p>
R2. 12. 3	X児童相談所 (児童福祉司 児童心理司)	B児と学校において面接。(A児一時保護後) 被害の開示はなく、当該ファミリーホームの生活への不満についての申し出はなかった。
R2. 12. 4 R2. 12. 7	X児童相談所	里父と面接。 B児の委託を受けた初期の段階で、体罰をしたことを認めたが、その後はないとした。
R2. 12. 8	X児童相談所 (児童福祉司)	B児と学校において面接。 里父から叩かれ、嫌だったと告白。里親委託の約1年経過後以降、体罰はなかったと話した。
	X児童相談所	里父と面接。 里父は、B児が質問に答えなかったときに、本人のためにならないと思って、叩いたと説明。
R2. 12. 8	X児童相談所	B児を学校に出向いて一時保護。

4 C児

(1) 事案の概要

C児は、里父に嘘をついたと言われ叩かれた。(身体的虐待)

(2) 委託から保護に至るまでの経過

年月日	対応機関	対応内容
A児に対する事案発覚まで	Y児童相談所	<p>(里父に対する指導等)</p> <p>Y児童相談所は、里父の独特の養育観は修正可能で、適切な養育ができていると認識。</p> <p>(C児との面接状況)</p> <p>C児は、面接時に、困っていることや不満はないと発言。里父は怒ると怖い、色々教えてくれるとしていた。</p> <p>1か月～4か月に1度程度、里親宅においてC児と面接し、状況を把握していた。</p>
R2. 12. 4	Y児童相談所 (児童心理司 児童福祉司)	<p>C児と学校において面接。</p> <p>里父から自らへの体罰はないが、他児への体罰があったことについて話した。</p>
	Y児童相談所	<p>里父と面接。</p> <p>里父は、「C児が嘘をついたとき、C児をこつんとした」と発言。</p> <p>Y児童相談所は、これを深く聞き取ることなく、また虐待と認識しなかった。</p>
R2. 12. 11	Y児童相談所	C児を学校に出向き一時保護。
R2. 12. 15	Y児童相談所	<p>C児と面接。</p> <p>(12/4の面接時と同じ。)</p>
R2. 12. 21	Y児童相談所	<p>C児と面接。</p> <p>C児は、里父はすぐ暴力する人と発言。</p>
R3. 6. 11	Y児童相談所	<p>C児と面接。</p> <p>C児は、里父は怖すぎた、怒って叩くと発言。</p>

4 D児

(1) 事案の概要

D児は、里父に嘘をついたと言われ里父から叩かれた。このような行為は少なくとも3～4回以上あった。(身体的虐待)。

(2) 委託から保護に至るまでの経過

年月日	対応機関	対応内容
A児に対する事案発覚まで	Z児童相談所	(里父に対する指導等) 里父との面接時に、D児を強く叱ったとの発言はあったが、体罰の可能性は考えなかった。 (D児との面接状況) D児は困っていることはないと話していた。 1か月～3か月に1度程度、里親宅においてD児と面接し、状況を把握していた。
R2. 12. 4	Z児童相談所 (児童福祉司)	D児と学校において面接。 D児は嘘をついたと言われ、里父から叩かれる体罰を受けたと発言。
〃	Z児童相談所	里父と面接。 里父は、体罰をしたこと、体罰は悪いことだと分かっていること、感情的にやった訳ではないことを発言。
R2. 12. 15	Z児童相談所	D児を学校に出向き一時保護。 D児は、里父から叩かれたこと等を開示。

第3 課題

1 里親の認定に係る事項

(1) 里親登録における虐待歴等の確認について

- 他の都道府県において里親登録等があった者が、長野県に里親登録の申請をした場合、里親審査部会[※]の審査に付される刑罰証明書で確認できる以下の刑罰を除き、他の都道府県において被措置児童等虐待を行った事実を確認する手段がない。

[刑罰証明書で確認できる刑罰]

- ①執行猶予満了までの刑罰、②実刑後10年経過までの刑罰、③罰金後5年経過までの刑罰

里父母は、長野県における里親登録申請の前、他の都道府県で里親登録があり、委託児童を養育していた。

児童相談所は前登録地である当該都道府県に対し、里親登録・委託状況等を確認する目的で、被措置児童等虐待の有無を含む以下の点について、文書で照会を行った。これに対し、当該都道府県の回答においては、里父母に関し特段不審な情報はなかった。

- ・里親登録、里親委託、研修受講の状況
- ・委託児童の委託理由
- ・里親の養育姿勢及び態度
- ・児童相談所との関係
- ・里父母が行っていた私的事業に関して児童相談所が把握している情報と委託児童との関係
- ・当該都道府県における里親の生活状況（収支等）
- ・3年程里親委託が途切れた時期に関する理由

今回の検証に当たり、改めて当該都道府県に対し、里父母と児童相談所との連携の困難さの有無について照会したところ、里親から強い指摘（児童相談所が子どもの成長等に関し過小評価している等）を受けたこと、手紙で「私たちに（児童の）対応を任せてほしい」と求められたことが明らかになった。

虐待歴の有無を含め、里親希望者の前登録地での養育に関する情報は、里親としての適格性審査にあたって重要な情報であるが、これらの情報の取得についての観点や取扱いに関する仕組みがない。

特に、里親登録の審査においては、里親審査部会の審査に付される刑罰証明書で確認できる刑罰を除き、他の都道府県において被措置児童等虐待を行った事実を確認する手段がないため、里親登録希望者が経歴を自己申告しない限り、里親登録の審査において、その虐待歴の有無を把握することができない。

したがって、被措置児童等虐待により里親登録を抹消された者が、刑罰を受けていない場合、又は、刑罰証明書に記載される期間を経過した場合は、他の都道府県で里親登録を申請したとき、申請がなされた都道府県において、当該里親登録希望者の虐待歴の有無が把握されないまま審査がなされるという問題がある。

※ 里親審査部会は、児童福祉に精通する関係者、弁護士、医師等の有識者により構成されており、児童相談所等の調査機関による調査書や市町村意見書の情報に基づき、里親としての適格性について審査を行っている。適切な審査を実施する上で、里親登録希望者の里親としての適格性

に関する適切な審査資料の提出や率直な質疑応答を担保することは極めて重要である。

なお、里親審査部会による審査の結果をもとに、最終的には、県が里親認定の判断を行う仕組みとなっている。

(2) 里親認定に関する調査及び審査のあり方について

ア 里親審査部会に情報提供・説明をしなかった

- 児童相談所は、里父の里親登録に関する調査に係る面接において、里父との連携の難しさを感じていたこと、里父が子どものとき父親から厳しい養育を受けていたこと等を特段問題は無いと評価し、里親審査部会に情報提供や説明を行わなかった。

イ 児童相談所による市町村意見書の修正の打診と差替え

- 訪問調査結果に基づき、里親所在市町村が当初児童相談所に提出した意見書に記載のあった就労に関する記載の削除及び里親として適格である旨の追記について、児童相談所は市町村に対し打診し、これを受けて市町村は記載の一部を削除し、意見書を差し替えた。

ウ 里親登録の更新手続の形骸化

- 里親登録の更新時、児童相談所等が家庭訪問により登録時からの変化の状況を確認し、大きな変化がない場合は、里親審査部会の審査を経ることなく県において更新処理（認定）を行っており、十分な審査が行われていない。

エ 専門里親の認定手続の形骸化

- 里父を専門里親として認定する際、児童相談所の調査においてそれまでの養育状況の検討が十分になされず、主に研修修了や養育経験年数(他の都道府県における経験年数を含む。)をもとに認定しており、専門里親としての適格性・専門性の観点から十分に調査・審査されていなかった。ただし、長野県においては他の専門里親の認定方法も同じである。

(児童相談所職員の里父に対する懸念等)

里父の里親登録に関する調査において、児童相談所職員による面接時の評価票には、「(里父は)自分のポリシーを持ち、児童相談所の意向に沿わない可能性」との記載がある。この面接担当者は、面接時に里父が独自の考えを展開したことなどから、児童相談所との連携の難しさが生じ得るとの懸念を持ったということであり、これは所内で共有されたが、児童相談所は、里母が里父に修正を与えられるとの捉えをし、里父の連携の課題は児童相談所の援助方針から外れるほど大きなものではないとの見立てをした。

最終面接した児童相談所長は、里父の独特の考え方により、児童相談所が考える支援と相容れなくなる可能性を感じたが、里父が里母と相談しながら養育を進めることで、間違った方向には向かわないと判断し、こうした懸念について里親審査部会に情報提供や説明をしなかった。

また、里父が子どものとき父親から厳しい養育を受けていた点についても、特段の問題意識を持つには至らず、これについても里親審査部会に情報提供や説明をしなかった。

里父母の審査を行った里親審査部会では、提出された審査資料からは里親認定基準を満たしていたこと、この他に認定を妨げる事情が報告されなかったことから、里親認定の判断となった。里親としての養育力や養育姿勢に関する懸念について情報提供や説明がなされなかったことからすれば、当時、里親審査部会として里父を不適格と判断することは困難であったと考えられる。

なお、里親としての養育力や養育姿勢に一定の懸念がある場合には、認定判断となる場合でも委託や支援のあり方等について付帯意見が付される場合があるが、この里父母については付帯意見が付されることもなかった。

里親による養育は家庭養育ではあるものの公的な責任のもとで行われる社会的養護の一類型であり、したがって里親は、独自の子育て観を優先するのではなく、関係機関等からの助言に耳を傾け、連携・協働して養育にあたることが求められる。里親が児童相談所等の助言を聞き入れず独自の子育て観を優先した場合、里親の独自の子育て観に支配された閉鎖的な養育となり、子どもの権利・利益を損なうおそれが生じうる。したがって、児童相談所との連携に関する点は里親認定にあたって重要な事項である。

里親登録後において、里父には、児童相談所や他機関との間で連携の課題が顕在化したとみるべき状況があった。これが一因となりファミリーホームにおける養育が閉鎖的となっていたことは否定できない。

また、子ども時代の経験が親となった場合の子育てに一定の影響を与えうることは一般的に指摘される場所である。調査の過程で子ども時代に厳しい養育を受けた事情がうかがわれる場合に、例えば体罰を容認する考えや、偏った子育て観を有していないかといった観点に目を向けて慎重に聴取することは重要であると考えられる。なお、この点について本事案の里父は、検証のヒアリングにおいて、自身が子ども時代に親から厳しい養育を受けたことが児童への体罰という自身の行動に影響を与えた可能性があることを挙げている。

本事案でこれら里親の認定判断に重要と考えられる事情が、児童相談所の見立てにより、里親認定に重要性を有しないものと評価され、里親審査部会に情報提供・説明されなかったことは課題である。

（市町村の意見書の差替え）

里父母の所在市町村の職員は、児童相談所職員に同行して里父母宅を調査訪問し、市町村の意見書を作成した。当初市町村が児童相談所に提出した意見書には、市町村が里父に対して感じた以下の懸念が記載されていたが、児童相談所は、職業の有無は要件となっていないことから、当該部分は里親認定に直接関係のない記載と判断し、当該部分の削除及び「里親として適格」である旨を追記するよう打診し、当該部分を削除した意見書に差し替えられた。ただし、市町村は「里親として適格」との追記は受け入れなかった。

〔削除された意見書の記載〕

里子の養育のみで収入を得ているということで、里親として収入を得るための労働の姿を見せる役割は必要としないのか、疑問に思う部分もあります。しかし、訪問時の様子から子どもたちを自然体で受け入れ生活していくことはできるのではないかと考えます。

（専門里親の認定手続）

里父については、養育里親として特別な問題がないとの認識の下、主に専門機関における研修修了、及び養育経験年数（今回の場合は他の都道府県における経験年数を加味）をもとに専門里親として認定しており、専門里親としての適格性や専門性の観点から審査が十分に行われていなかった。ただし、この審査方法は、他の専門里親に関する審査についても同じである。

専門里親は、より複雑なニーズを持ち、特に困難な課題を抱えた児童を養育するが、専門里親の認定にあたって、対象児童の課題に対応する専門性を備えているか否かについての実質的な検討がされていないことは課題である。

2 児童の委託（委託時・委託中）に係る事項

(3) 養育者等の被措置児童等虐待に関する理解について

ア 里父は自らの体罰を正当化

- 里父は被措置児童等虐待について正しく理解せず、自らの体罰を正当化していた。
- 被措置児童等虐待防止に関する研修が不十分であった。

イ 里父の体罰を里母及び補助員は制止できなかった

- 里母及び補助員は、里父による体罰を把握していたが、抑止できなかった。
- 里母及び補助員は、里父による体罰を把握し、これが被措置児童等虐待に当たることを認識していたが、児童相談所等に通告を行わなかった。

里父は教育目的で子どものために児童を叩いたと発言しており、体罰について、他に方法がない場合は仕方がないと考えていた。

この里父の体罰の誤った捉え方については、まず、児童虐待についての理解が十分でないことに加え、子どもの権利そのものに対する理解の弱さもうかがわれるところである。いかなる事情があっても、児童に暴力を振るうことは、子どもの健全な成長を阻害し、長期間にわたって深刻な影響を及ぼすものであり、子どもの権利を侵害する行為である。この点は、社会的養護である里親養育の場面においてはより一層意識されるべきものである。

長野県は、里親認定にあたり児童虐待について研修を実施しているが、里父が児童虐待や子どもの権利について十分な理解をしないまま児童の養育にあたっていたことは課題である。

また、里父は養育の困り感を背景に児童への体罰に及んでいる。養育に困難を感じた場合には、その困難を抱え込まず、関係機関等に助言を求めるなどして適切な方法を見つけていくことが重要であるが、本事案の里父は、連携・協働して児童の養育を行うという意識が弱く、養育の困り感を抱えながらも関係機関等への相談に結びつかなかったことも、本事案で体罰が発生した要因と考えられる。里親が社会的養護についての理解を深めることに加えて、里親が養育の困難性を抱え込んでしまうことが無いよう、関係機関による里親への総合的な支援体制の充実・強化も求められるところである。

里母は里父の児童への体罰を把握していた。里母は里父に対して体罰をやめるよう度々説得を試みたようであるが、里父は里母の説得を聞き入れず、その後においても体罰を行っていた。里母は里父の体罰を止めるために一定の対応をしているものの、里母が里親として子どもの最善の利益を守る立場にあることからすれば、十分なものであったとは言いがたい。里母は、里父に対する説得にとどまらず、児童相談所への相談・通告を行うなど体罰を阻止するための措置を検討する必要があった。

なお、補助員も里父の体罰を把握していたが、相談・通告には至っていない。当時、補助員が児童虐待について正しい理解を深めるための機会は提供されていなかった。

(4) ファミリーホームの運営状況等について

ア ファミリーホームの運営状況の確認が不十分

- ファミリーホームの運営状況の確認が、養育状況報告書等の書面による確認にとどまっていた。

イ ファミリーホームの更新手続等の定めがない

- 国はファミリーホームの更新手続を制度化していないため、長野県においても更新手続を実施していないなど、ファミリーホームの設置や運営について方針等が明確になっていない点がある。

ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）では養育者の住居において、5～6名の委託児童の養育を行うことができる。里親家庭に比べてより多くの児童を同時に養育することができるが、現状、ファミリーホームについて養育の質や適正な運営を担保するための十分な体制や支援の仕組みが整っていない。

(5) 里親と児童相談所の連携について

ア 里父に対する違和感等の軽視

- 児童相談所は、一部の職員が里父独自の養育観等に違和感を持っていたこと、他の関係機関から里父の里親としての適格性に関する疑問を投げかけられたことについて、これらの違和感や疑問を重要視せず、里父の養育力に期待して児童を委託し、その養育を任せていた。
- 児童相談所職員は、児童が里父の隣で寝ているとの里父母からの報告を受けて、違和感を持ったが、里父母に指導を行わなかった。職員から報告を受けた児童相談所の上司も、その状態に特段の問題意識を持たなかった。

イ 児童相談所間の責任の所在が不明確

- 複数の児童相談所が、里父母（ファミリーホーム）に児童を委託していたが、児童相談所間で里父の情報が共有されず、里父母に対する一貫した支援・指導が行われない等、責任の主体と範囲が不明確となっていた。

ウ 児童相談所による養育状況の把握が不十分

- 児童相談所は、ファミリーホームの状況を十分に把握しておらず、委託した主体としての責任及び適切な養育を担保するためのフォスタリング機能（里親の養育を支援する機能）を十分に果たしていなかった。

エ 児童相談所の介入が不十分

- 児童相談所は措置権者として里父に指導等を行わなければならなかったが、一部の児童相談所職員は、里父の強気な対応に対し、十分な介入ができていなかった。

(里父に対する違和感等と児童相談所の見立て)

里父は、過去の自らの養育実践による自信から、自らを「心理治療家」と称していた。里父独自の養育観へのこだわりや頑固さに、違和感を持つ児童相談所職員は少なくなかった。

委託された児童が入所していた児童福祉施設の長が、里父が当該施設職員に対し感情的な応対をしたことについて、児童相談所に里親としての適格性に懸念がある旨を指摘していた。

また、市町村の児童家庭相談担当者は、児童相談所職員から里父に介入させてもらえないと聞いたと述べており、一部の児童相談所は十分な介入ができない状態を認めていたと考えられる。

一方、児童の援助方針について里父が持論を展開した場合、一部の児童相談所職員は里父に対し児童相談所の考え方を説明し、里父もそれを受け入れていた。

里母と里父は十分なコミュニケーションが取れているとの評価のもと、里父の考えが児童相談所の方針等から大きく外れないよう里母が里父に影響を与えることができると見立てた児童相談所職員もいた。

他の関係機関から里父の里親としての適格性に関する疑問を投げかけられたことについては、その後里父が施設に対して自ら謝罪したことから、一過性のものと捉えていた。

また、委託した児童が、委託後一定期間を経ると、少なくとも表面的には非常に落ち着いた生活を送っている状況があった。

このような状況から児童相談所は、独自の養育観を持つ里父に対して連携・協力等に関する困難さや懸念を感じながらも、里父母に対して一定の信頼を置き、児童相談所の援助方針から大きく外れることがなければ、児童にとって利益になる熱意のある里親であると認識していた。

しかし里父は、虐待の背景となったと考えられる養育の困り感、つまり里父が児童の個別の対応に苦慮していることについては、少なくともある時期からは児童相談所に相談しなくなったことがうかがわれる。相談に至らなかった経緯としては、里父が養育の相談をした際に児童相談所職員の助言が表面的すぎるという印象を持ったことがきっかけになったようである。児童相談所は定期的に里父母との面接を行っていたがこれに気づかず、里父母から報告のあった状況が実態と合致しているものと捉えていた。

また、児童の養育方針等については里父と里母とで話し合いがもたれていたものの、結論を出す過程においては、里母は最終的に里父の考え方を受け入れており、児童相談所が見立てたような関係性にはなかった。

すなわち、児童相談所は、里父が養育に苦慮していた実態や、里母が里父の意向や行動を修正・阻止し得る関係性がないことを把握できないまま、また身体的虐待・性的虐待が行われるようになって以降はその事実を把握することができないまま、ファミリーホームにおいて適切な養育が行われていると捉え、里父母に対して一定の信頼感を持っていたということになる。

本事案の児童相談所の里父母に対する関与の経過をみると、児童相談所が里父の養育に対して異なる角度から注視し、実態としての養育状況を把握する端緒が全くないわけではなかったと思われる。複数の児童相談所職員は里父に対して「違和感」を感じており、里父への懸念は外部から寄せられることもあった。

児童相談所ではこれらを所内で共有していたということであるが、子どもの権利擁護の視点やリスク管理の視点で十分な検討がされていなかったことが考えられる。児童相談所は、多方面から情報を収集し、多角的な視点で状況を検討する必要があった。

児童相談所は、里父母の里親の認定調査の段階から関与を開始し、その時点で、先に述べたとおり、連携の課題を把握していた。里親認定前の段階においては具体的な課題の把握やリスク評価までは困難であったとしても、その後続く児童相談所の関わりにおいて様々な気づきを集約し、切れ目のない一貫した支援ができていれば、委託後の里親との協働の中で、当初の見立ての誤りやずれに気づくことができたのではないかと考えられる。

また、児童相談所職員は、里父母から児童が里父の隣で寝ているとの報告を受けたとき、違和感を持ったが、里母が承知していることであったため、指導を行わなかった。その報告を受けた上司や同僚も特段の問題意識を持たなかった。これについては、個別ケアの必要性を不適切な方法で満たそうとしており、里父母が適切な方法を考えられない、又は、考えられても実施できなかったの

であれば、児童相談所も一緒に適切な方法を考え、実施できるよう対応すべきであった。

（児童相談所による養育状況の把握）

この検証において、里父が養育に困り感を持っていたこと、さらには養育の自信や強気な言動の一方で、内面の弱さを持っていたことなどが明らかになったが、児童相談所はこれらを把握できていなかった。児童相談所が里父の弱みや困り感を理解できていなかったこと、里父母との間で共有できていなかったことは大きな問題である。

里父は養育実績、個別の背景を有する児童への対応に関する専門的知識を有していることを児童相談所に強調していたことから、児童相談所は里父の養育力に期待し、委託先として決定した。

里父は、児童の委託直後、児童相談所に対し、児童との面接を非日常であるとの理由から控えるように希望し、児童相談所の担当者が代わった際は、児童が不安になるとの理由から児童相談所の身分を隠すよう希望するなど、児童相談所の関与の仕方を規制しようとする発言があった。

こうした里父の要求を断った児童相談所と受け入れた児童相談所があり、特に里父の要求を受け入れ子どもと面接を行わなかった児童相談所は養育状況を十分に把握できていなかった。

令和2年4月から適用した「長野県里親認定基準」においては、「家庭養育の良さを活かしつつ、独自の子育て観を優先せず、他者からの助言に耳を傾け、関係機関と連携、協働できる」という条件が新たに設けられている。

また、ファミリーホーム実施要綱第10第3項で「ファミリーホーム事業者は、(中略)関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。」と定めている。

本事案の里父(ファミリーホーム)はこれらの要件について課題があったことは明らかであるが、一方で関係機関としての児童相談所についても、養育状況の把握や必要な支援が不十分であったことに加え、把握した場合の対応にも課題があり、児童の適切な養育のための十分な協働ができていなかったといえ、このような状況が被措置児童等虐待の発生につながったと考えられる。

（性的虐待の背景と児童相談所の対応等）

里父が性的虐待に至った背景としては、里父の内面的な課題が大きく影響しているとも考えられるため、その要因を明確に特定することは困難であるが、里父のヒアリングなどを総合すると、以下の点が背景として指摘しうる。

まず、児童の個別ニーズへの対応や児童との距離感について、里父の理解が不足していたことが、里父の性的な逸脱の背景となった可能性があると考えられる。児童の養育や児童との距離感について、里父は、児童相談所に相談・報告している。この点については、里親は児童相談所等の関係機関の支援を受けながら、児童のニーズを踏まえた適切な対応についての理解を深めることが重要であるし、児童相談所においては、児童の委託後に性的な観点でのリスクが生じることがないように予め対策を講じておくこと、委託後においては性的接触に結びつくおそれのある状況への気づきの感度を高めることが必要であると考えられる。

また、里父が困り感を外部に相談せず抱え込みやすい傾向があったこと、養育は里親のみで行うものという捉え、閉鎖的な養育環境となっていたことも性的虐待に及んだ背景としてうかがえるところである。このことから里親と関係機関が連携して児童の養育にあたることが重要であり、里親と児童が両者のみの閉鎖的な生活環境に置かれることのないような養育の体制を実現する必要がある。

(6) 関係機関の連携による情報共有について

ア 児童相談所と学校の情報共有が行われず

- 児童相談所は、児童の委託当初は児童が在籍するα学校と情報共有していたが、その後、児童が在籍したβ学校との情報共有、連携を行っていなかった。α学校及びβ学校は、児童相談所に相談できる関係性を構築できていなかったため、α学校に対し里父の情報が寄せられた際に、α学校から児童相談所等に伝えられることがなく、またβ学校は性的虐待の疑いを把握した時点で速やかな相談又は通告に結びつかなかった可能性がある。(β学校は、児童相談所から情報提供がなかったため、児童の担当児童相談所を把握していなかった。)

イ 児童相談所は市町村に情報提供等を行わず

- 児童相談所からファミリーホーム所在市町村に情報提供がなかったため、ファミリーホーム所在市町村は、児童や里父母に対する支援(養育状況の見守り含む。)を実施できなかった。

ウ 里父に関する情報が児童相談所間で共有されず

- 各児童相談所が把握した里父に対する違和感や懸念が、児童相談所間で共有されることがなく、里父母に対する適切な支援や指導ができなかった。

(学校と児童相談所の連携)

各児童が里父母(ファミリーホーム)に委託された時期は異なるが、委託開始時点では、児童相談所は児童が転入するα学校に対し、情報提供を行っており、α学校は各児童が児童相談所から里父母に委託された児童であることを把握していた。

しかし、児童相談所はα学校と継続的に情報共有しておらず、α学校に対し、里父が大声で児童を叱責しているとの情報が寄せられたが、その情報は児童相談所等の関係機関に伝えられなかった。

また、その後児童相談所はβ学校との情報共有や連携をしていなかったため、β学校がA児の性被害の疑いを把握した時点で速やかな児童相談所への相談又は通告に結びつかなかったと考えられる。

(地元市町村と児童相談所の連携)

ファミリーホーム所在市町村は、ファミリーホームに児童が委託されていることは承知していたが、児童相談所からの情報提供等がなく、児童に関する詳細を把握していなかったため、児童及び里父母に対する支援等が十分に行えなかった。

(児童相談所間の連携)

児童を委託していた各児童相談所が把握した里父に対する違和感や懸念が、児童相談所間で共有されず、違和感や懸念に基づく養育状況等の評価やそれに基づく統一的な支援や指導が行われなかった。

(7) 子どもの権利擁護について

ア 子どもの声を聴く体制の不足

- 児童相談所以外の第三者が、定期的に子どもの声を聴き、その声適切に対応する体制（アドボケイト※₁等）が不足していた。

イ 子どもの権利に関する説明が不十分

- 委託時に児童相談所職員が、児童に対し「子どもの権利ノート※₂」等を活用して子どもの権利について説明したか曖昧なケースがあった。また、養育者等に対する説明は行われていなかった。
- 委託先が変更になった際に、子どもの権利について必ずしも説明が行われていなかった。
- 児童相談所のマニュアルには、委託後定期的に子どもの権利について確認する規定がないため、児童相談所は児童に定期的な説明を行っていなかった。

ウ 「子どもの権利ノート」の内容がわかりにくい

- 「子どもの権利ノート」について、施設入所児童用、里親委託児童用が用意されているが、年齢等に応じた、児童にとってわかりやすいものになっていなかった。

エ 児童は様々な不安から被害を表明できなかつた可能性

- ファミリーホームにいられなくなるかもしれないとの不安や、実母が悲しむ等の理由から、児童相談所との面接の際に、児童が被害を訴えられなかった。
- 面接環境が不適切で、里父母に聞かれるかもしれないとの不安から、児童が被害を訴えられなかった可能性がある。
- 里父は児童の面接を控えてほしいと児童相談所に申し入れ、一部の児童相談所は、里父の申し出を受け入れた。約2年後に里父から「(B児との面接は)大丈夫」との連絡を受けるまで、委託開始から約2年間面接を実施しなかった。被害を訴えるための機会自体が失われていたことにより、児童のうち1名については被害を訴えることができなかつた可能性がある。(検証のための調査の中で、この間に身体的虐待があったことが判明した。)

各児童相談所は、里親家庭において里親の同席なく各措置児童と面接を行い、児童の生活状況の把握に努めていたが、児童は里父から虐待を受けていたにもかかわらず、面接においては「困っていることはない」という趣旨の発言をするにとどまり、児童相談所に対して被害を表明することがなかった。

A児は学校に対して被害を表明、他児はA児が一時保護された後の児童相談所との面接時、又は、他児から自身に対する虐待の開示があつて初めて表明できたものであるが、このことからすれば、児童が虐待を受けている事実を表明するためには、児童が安全を確保されたと思える環境や体制を整えること、すなわち安心して自身の思いを表明できる場所や人、また児童の声に応じられる体制が必要である。

児童相談所は、児童の委託時に「子どもの権利ノート」を活用し、児童に対して子どもに保障された権利について説明することがマニュアル等に規定されており、各児童の委託時に「子どもの権利ノート」により児童に対する子どもの権利に関する説明が行われた。ただし、一部の委託児童に対し説明をしたか曖昧なケースがあった。

養育者等に対して委託時に「子どもの権利ノート」を用いて子どもの権利について説明する機会を設ける規定がなく、このため里父母に対しても子どもの権利についての説明の機会は持たれなかつた。

った。

また、委託先が変更となった場合は、必要に応じて説明が行われるにとどまり、必ずしも全員に説明が行われているわけではなく、委託後定期的に子どもの権利を確認する規定もないため説明を行っていなかった。

※1 アドボケイト

子どもたちが本来持っている権利を表明することが困難な状況にある場合、子どもに代わってその権利を代弁・擁護し、権利の実現を支援する代弁者又は擁護者。

※2 「子どもの権利ノート」

子どもの権利について委託後における実際の生活場面を想定した解説、児童相談所をはじめ様々な相談窓口等を記載した冊子。

(児童に関する児童相談所の対応の経過)

里親委託以前のマッチングの段階で里父は、児童福祉施設の支援方法について里父独自のやり方に変更するように述べるがあったが、児童相談所は必ずしもそれが正しいとは限らない旨を指摘していた。

児童相談所は、里父の「(養育を) 自分に任せてもらいたい」という思いを強く感じたが、それを里父の強い熱意や覚悟として捉えていた。

委託開始当初、里父は児童相談所に3か月は児童との面接に来ないでもらいたいこと、実親との交流でも独自のルール設定を申し出たが、児童相談所はこれを断り、里父の意向を修正しながら、状況確認のための面接実施や学校との情報共有を行った。

児童の養育の目的について、児童相談所と里父との間に認識の違いがあった可能性がある。児童相談所は、家庭と同様の環境の中で養育することにより、適切な成長を促したいと考えていたが、里父は里父独自の価値観や手法を取り入れようとしていた。

里父は、養育に強い自信を持っており、自らを「心理治療家」と称していた。養育に関する自信から、体罰を自己正当化し、体罰を児童相談所に報告していない。

児童相談所は、面接を里父母の影響を受けないようファミリーホーム内の別室等で実施していたが、被害の開示はなかった。里父母に聞かれているかもしれないという不安から被害を児童相談所に訴えられなかった可能性がある。

児童相談所は、里父の申出を受け入れて信頼して対応を任せ、里父母から定期的に電話や書面で報告を求め、状況把握していた。約2年後にこの対応は里父の申出により解除となったが、この間に児童への体罰が発生していた。さらに、児童との面接可能となった後も、児童相談所担当者の児童との面談頻度が少なく、最長1年半ほど児童との面接が実施されていなかったこともあり、児童の声を聴く機会や体制が整えられていなかったことも大きな課題である。

児童相談所は、児童の健全な成長・発達を保障するために里親委託を採った立場であり、里父と意見の相違があったとしても、自らの立場を児童に明らかにした上で、定期的に直接児童の状況を把握するべきであった。

委託後、児童相談所はファミリーホーム内において里親が同席しない状況で面接を行っていたが、里父からの体罰について申し出はなかった。

その理由として、体罰の原因が自らにあり、被害を申し出ることにより、自らの行動が明るみ

になり、児童相談所職員等の大人から逆に指導されることを危惧したことが示唆された。

また、里父母は体罰が虐待に該当することは認識していたが、児童相談所にも虐待の発見を遅らせた要因の1つと考えられる。

(8) 養育者等を支える仕組みと関係機関の連携・協働について

ア 里親の状況を把握しニーズに応じる支援の不足・欠如

- 里父は、児童の養育等に困難さを感じ、ストレスを抱えていたが、児童相談所に相談しても無駄だとの思いから児童相談所に相談しなかった結果、虐待が発生し、潜在化した可能性がある。これについては、児童相談所等の関係機関との協働や所在市町村や学校等を含めた連携が不十分であったといえる。

イ 里父は里親同士の交流等に消極的

- 里父は、他の里親との情報交換や里親同士の交流の場へ参加をすることが少なく、虐待が潜在化した可能性がある。

ウ 里親制度における被措置児童等虐待の潜在化のおそれ

- 里親の行為が被措置児童等虐待と認定された場合、児童福祉法に規定されている里親の欠格事由に該当することになり、里親登録が抹消される。国の制度上、この決定は虐待の軽重、児童の希望、里親の改善可能性にかかわらず一律に抹消となるため、里親は養育の困難や自らの不適切とされるおそれのある対応について、児童相談所に相談しにくい状況があると考えられ、この点が、虐待の潜在化のひとつの要因となった可能性がある。
- 児童相談所は、措置変更による子どもの不利益を考慮し、里親に対する被措置児童等虐待の認定について慎重になりやすい傾向があることは否定できないと考えられるが、このことが虐待を潜在化させ、重大事案につながる危険がある。

里父は、児童の養育や日常の心身のケアに対する困難さに大きなストレスを感じるがあった。里父の弱みやストレスが高まった状況について気づいていた関係者がいた一方で、児童相談所の職員は把握できていなかった。この理由としては、里父が専門性の高さを児童相談所に強調していたことにより児童相談所が里父母に信頼感を持っていたことや、里父が養育の困難さを児童相談所に伝えていなかったことなどが挙げられる。養育はその性質上、様々な困難や課題が生じるものであり、日々、子どもと向き合う里親には心身に一定の負荷が生じることは想像に難くない。里親の心身の状態に目を向けた支援も重要であるところ、本事案では十分な支援につながらなかった。児童相談所は里父の言動を理由に里父の養育力を信頼していたようであるが、多方面からの情報収集、多角的観点からの検討がこの点においても必要であった。

また、里父とともに児童の養育にあっていた里母についても、養育の困り感や負担感があったことがうかがわれる。児童相談所は里父母を一体の養育者と捉えて関与をしていたことがうかがわれるが、里父母それぞれの状況やニーズを把握する視点を持ち、里母に寄り添った関わり・支援を行うことができていれば、里父の困り感等について里母から児童相談所への早期の相談につながり、本事案が深刻化する前に発見に至った可能性もある。

(里親の欠格事由と被措置児童等虐待)

都道府県が、被措置児童等虐待を認定した場合、児童福祉法に規定されている里親の欠格事由に

抵触し、里親の登録が抹消される。

国の制度上、この決定は虐待の軽重にかかわらず行われるため、軽微な虐待であった場合、児童の希望にかかわらず児童の居場所をはじめとした生活の全てが奪われることになりかねず、児童の生活の継続性が確保できない。児童の権利擁護という立場とは相反する場合がある。

児童が、里親との関係性を再構築する試みを希望したとしても、事実上不可能な制度設計となっている。

児童相談所は、以上の事情から里親による被措置児童等虐待への対応について慎重に考えやすい傾向にあることは否めない。

(9) ファミリーホームの評価制度について

○ ファミリーホームは、外部の目が入りにくい環境にあるが、外部評価等が実施されていなかった。

ファミリーホーム実施要綱第 10 第 8 項で「ファミリーホーム事業者は、自らその行う養育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、(中略)常にその改善を図るよう努めなければならない。」と努力義務を定めているが、受審者側の負担も大きいこと等からこれらの評価が行われておらず、県もそれらの実施を積極的に促していなかった。

3 事案発生後に係る事項

(10) 学校における児童相談所への通告の遅れについて

ア 学校の虐待対応の理解と危機意識の不足

- 学校は本事案の虐待に関する危機意識が不十分であり、里父の虐待の可能性を低く見積もったため、通告が遅れた。
- 学校は虐待事案（疑いを含む）を把握した後の対応手順を正しく理解していなかったため、児童相談所への通告が遅れた。

イ 学校と児童相談所の関係性の弱さ

- 児童相談所は、学校とA児に関する情報共有を行っていないため、学校は児童相談所に気軽に相談できる関係性になく、性的虐待の疑いを把握した後も、速やかな相談や通告につながらなかった。

A児が在籍した学校は、学校内におけるいじめ・体罰に関する状況を把握することを目的とした「いじめ・体罰に関するアンケート」を実施したところ、A児が提出したアンケートにおいて、性的虐待を疑わせる記載があったため、担任による聴取り調査を行った。これにより学校は、里父による性的虐待が疑われるとの認識を持ったが、直ちに児童相談所等への通告は行わず、更なる事実確認が必要との判断のもと、A児に対しスクールカウンセラーの面接を実施し、この後、児童相談所へ通告を行った。通告後、A児は児童相談所により一時保護されたが、アンケートの提出から一時保護されるまでに16日を要し、この間にA児は里父から性的虐待をさらに受けた可能性がある。学校による通告の遅れには、次の要因が考えられる。

- ・ 教職員が「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き（文部科学省）」を十分に認識しておらず、本事案について手引きを参照して対応していなかったこと。
- ・ 市町村教育委員会は「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き（文部科学省）」の内容を研修等により学校に十分周知していなかったこと。
- ・ 学校は、虐待事案についても、いじめ問題と同様に、事実確認をしてから市町村教育委員会に報告すべきものと認識していたこと。
- ・ 学校は本事案の虐待に対する危機意識が不十分であったこと。
- ・ 児童相談所から学校への情報提供がなく、児童相談所に相談できる関係性が構築できていなかったこと。この点について、学校は担当児童相談所がどこであるかについて承知しておらず、児童相談所の対応に大きな問題があったと考えられる。

学校が被害の疑いを把握した段階においては、学校内部において対応を行うことがA児への配慮となるとの捉えから、速やかに通告をしなかった事情がうかがわれるが、これは事案の重大性に対する評価を誤った対応であると言わざるを得ない。

なお、市町村教育委員会が独自に作成した虐待防止マニュアルは、「気になる児童を見つけたときは、(中略)見守り・経過観察を行っていく中で、(中略)危険性が高いと思った場合は、(中略)相談してください。」と記載しており、不適切な内容であるが、本事案ではこのマニュアルは参照されていないので、事案把握後の対応に影響を与えてはいない。しかし、見守り・経過観察を行うことを基本としているマニュアルの内容は不適切であり課題である。

(11) 児童相談所の対応の遅れについて

ア 他の児童相談所へ直ちに応援要請を実施せず

- Y児童相談所は、β学校から虐待の通告を受けたとき、A児を保護できる体制になかったことや、他の児童相談所と打合せを行う必要性を感じていたことから、「明日以降の対応」となる旨を一旦β学校に伝えた。その後、β学校を所管する市町村教育委員会からの働きかけにより、X児童相談所に応援を依頼してA児を保護した。

イ 面接時の気づきの感度の低さ

- 12月4日の里父との面接時に、Y児童相談所は里父が児童を「こつんとした」と発言したにもかかわらず、これを掘り下げて確認せず、身体的虐待の把握が遅れた。(児童保護後、児童との面接時に体罰の開示があり把握)

ウ 児童が被害を開示できない可能性等の考慮不足

- A児を保護した後、B児、C児及びD児(以下「他児」という。)を保護するまでに時間を要した。他児から被害の開示がない状況においても、何らかの事情で被害を開示できない可能性や、里父から虐待を受ける可能性が否定できないことを十分考慮し、速やかに保護を行うべきであったし、更に、一部の他児からの被害の開示や一部の他児について里父が虐待を認める趣旨の発言をした段階においては、安全確保及び調査のため速やかに保護を行うべきであった。

エ 複数の児童相談所が児童を委託している場合に虐待対応の検討が不十分

- ファミリーホームに複数の児童相談所から児童が措置されている場合、被害が他児へも及んでいることが想定されるが、あらかじめ被措置児童等虐待にどのように対応するのか検討が行われていなかった。

(児童が被害を開示できない可能性等の考慮不足)

本事案ではA児とともにファミリーホーム内で生活していた複数の児童について、各児童を措置した児童相談所がそれぞれ当該児童に関する一時保護の判断を行った。

A児の保護から他児の保護まで日数を要している。(A児保護からの他児の保護に要した日数5日、8日、12日)

児童相談所は、他児から被害の開示がない段階においても、一方で、何らかの事情で本人が開示できない可能性について認識していた(実際、その後の調査によって身体的虐待があったことが判明している)。A児に性的虐待の疑いが生じた状況においては、ファミリーホームという同一家屋内で里父やA児と生活を共にしていた他児についても虐待の可能性を十分考慮すべきであり、性的虐待は特に被害者自身が虐待の事実を打ち明けることが困難な性質のものであることを考えても、虐待の有無や実態を調べるために速やかに里親から分離して聴取を行う必要性は高かったと考えられる。

また、A児を保護した後も、他児が里父から虐待を受ける可能性は否定できなかったと考えられ、その安全確保のために他児の保護を速やかに行うべきであった。一部の他児からの被害の開示や一部の他児について里父が虐待を認める趣旨の発言をした段階における保護の遅れを含め、本事案でA児保護から他児の保護に日数を要した理由として、児童相談所は次の点を挙げているが、いずれも速やかに保護を行わなかった理由としては弱いと判断せざるを得ない。

- ・ 一時保護先の選定について調整が必要であったこと。

- ・ 各児童相談所が、里親との係争に備え一時保護の根拠（証拠）を明確にする必要があると感じていたこと。
- ・ A児の被害確認面接が、A児保護の8日後であったため、他児の保護に踏み切れなかったこと。
- ・ 各児童の居場所が変わってしまうことについて、児童に対し申し訳ないとの思いから児童の心情を考慮したこと。
- ・ A児の保護により、里父に一定の歯止めが効くと考えたこと。
- ・ 里父がA児の保護段階で自死をほのめかしていたこと。

なお、各児童相談所については、通告前の対応として、既に述べたとおりファミリーホームの養育状況を十分に把握できておらず、また把握した事情についてもリスク評価が十分にされていないことが課題として挙げられるが、このようなファミリーホームに対する不十分な捉えや認識が、児童相談所の一時保護の判断の遅れに影響したこともうかがわれるところである。

（複数の児童相談所が児童を委託している場合に虐待対応の検討が不十分）

本事案では、複数の児童相談所がファミリーホームに児童を措置していたが、通告に至るまで、各児童相談所の間で情報共有や連携がされておらず、このため里父による虐待の疑いが生じた時点において、各児童相談所の間において事実認識や捉えに一定のずれがあったことも迅速な一時保護に結びつかなかった原因として挙げられる。

日ごろから里親家庭における養育状況の適切な把握と見立て、また複数の児童相談所が関与している事案については児童相談所間の適切な情報共有・連携が、虐待を把握した後の迅速かつ適切な対応につながることも意識すべきである。

（12）関係機関の情報管理について

- 本事案について、関係者からの情報漏洩が疑われる以下の事実があった。
 - ・ 県が本事案を公表する前に、一部の報道機関が当該児童が在籍する学校に取材を行ったこと。
 - ・ 検証委員会の調査の中で新たに判明した虐待について、一部の報道機関が情報を入手し、報道を行ったこと。

第4 提言

1 里親の認定に係る事項

(1) 里親登録における虐待歴等の確認について

ア 里親の虐待歴・性犯罪歴等に関する情報把握の仕組みの創設

- 刑事事件とならなかった事案を含めて、被措置児童等虐待により里親登録を抹消された者に関する情報を把握できる仕組みや、児童へのわいせつ行為に対する防止制度の導入について、社会的養育の領域において検討することを国に対して要望すること。

(理由)

被措置児童等虐待を行った里親が他の都道府県へ転居し、転居先の都道府県で里親登録する可能性があるため、転居先の都道府県で欠格事由に関する情報を確認できるようにする必要がある。

イ 里親委託歴等の事前調査

- 県は、他の都道府県において里親登録等があった者について、他の都道府県における委託歴や養育状況等について調査した上で里親審査部会へ資料を提出する取扱いを原則とすること。

(2) 里親認定に関する調査及び審査のあり方について

ア 里親希望者の調査及び里親審査部会の審査

- 里親希望者の調査及び審査について、新たな方法を早急に検討し、実施すること。
- 養育者としての強みと弱みを把握し、特に弱みについてはどのような支援や連携があれば、関係機関とチームとしての養育が可能になるか等も含めて十分な調査を実施し里親審査部会に情報提供すること。

(理由)

長野県社会的養育推進計画に基づき、今後はこれまで以上に里親委託を推進していく必要がある。それぞれの里親の強みと弱みを明らかにし、フォスタリング機関※₁とのチーム養育※₂における協働のあり方を考え、委託後の養育を見据えた評価が必要である。この評価には、登録前の研修（グループワーク等）や施設実習でのやりとりや様子を含む。

- 里親審査部会の審査資料には、面接者や市町村が抱いた懸念や違和感等を余すところなく記載するなど、調査結果をつまびらかにした上で、専門委員の意見を求めること。
- 付帯意見が付された場合の取扱いを明確にし、実際の支援で生かされるよう、児童相談所及びフォスタリング機関は、里親審査部会において、専門委員との間で率直な質疑応答・意見交換をすること。
- 里親審査部会で付帯意見が付された里親に委託を行おうとする場合、又は、更新認定しようとする場合は、必要に応じて事前に里親審査部会の意見を徴するなど慎重に判断し、条件付き更新や更新不可の可能性も検討すること。

イ 市町村との連携

- 市町村が里親登録に係る意見書の作成を行うにあたっては、意見書作成の観点を明示するなど訪問調査のあり方を見直すとともに、児童相談所は意見書の内容を尊重し、その差し替

えを求めないこと。

- 里親養育支援に関する市町村との具体的な連携体制を構築すること。
(例) フォスタリング事業として、令和3年度に厚生労働省から示された「市町村と連携した里親等委託の推進について(市町村連携加算)」の活用等
- 市町村に里親認定調査書を提供することを検討すること。

ウ 里親登録の更新時の実質的な審査の仕組みの検討

- 里親登録の更新について、登録後の養育状況等を十分把握し、里親の適格性に関する実質的な審査が行える仕組みを検討すること。

エ 専門里親認定時の実質的な審査の仕組みの検討

- 専門里親の認定について、適格性や専門性について十分な把握や審査が行える仕組みについて検討すること。
(例) 県内における養育の経験年数、過去の養育状況等による要件の設定等

上記の他、里親希望者のメンタルヘルス、ストレスチェック等の実施を検討すべき等の意見もあった。

里親希望者の認定判断については、調査指標の具体化や評価方法の客観化が必要であり、このような観点を含めて調査や審査の方法について検討すべきである。

なお、長野県では長野県里親認定最低基準に基づいて里親としての適格性の判断が行われているが、下記参考にあるとおり、令和2年4月に関係機関との連携・協働についての条件が既に加えられており、現状の里親認定においてはこの点についても審査がされている。

また、里親希望者の子ども時代の状況に関する事項については、令和3年6月の里親希望者家庭調査シートの改定により、より詳細に調査がされることとなった。

このような改善による結果を踏まえて、さらなる改善を続ける必要がある。

※1 フォスタリング機関

里親登録の相談段階から登録希望者の支援を行い、登録前後の研修対応、子どもを迎え入れる際の各種調整、委託中の支援、委託終了後のアフターフォローなど、様々な支援を包括的に行う新しい機関であり、平成28年児童福祉法改正を契機とし、里親等委託の推進に向けて体制整備が求められるようになった。

里親等の養育上の相談への対応、望ましい養育の実現に向けた支援と助言・指導、関係機関による養育支援の調整等を行い、委託された子どもにとって里親による養育が適切なものとなるよう、里親等との信頼関係をもとに里親の養育を共に支える。

長野県では、現在、児童相談所(全5か所)がフォスタリング機関の役割を担っており、委託措置を行う部署とは別の専任の部署を設ける(又は委託措置を行う担当者とは別の専任の担当者を配置する)ことにより、様々な支援を行っている。

また、県はこれらの包括的な里親支援業務を乳児院(2か所)に委託して実施しており、「民間フォスタリング機関」と言われる。

児童相談所は、組織内の役割分担等により、子どもを里親等に委託する措置機関の機能と、里親養育を包括的に支えるフォスタリング機関の機能を併せ持つが、措置機能とフォスタリング機能の役割の違いを重視し、「第4 提言」の記載において、原則、「児童相談所」は措置機関として

の児童相談所を、「フォスタリング機関」はフォスタリング機関としての児童相談所及び民間フォスタリング機関を指すものとする。

※2 チーム養育

里親個人が責任と負担を一身に負うことなく、子どもに対して重層的なケアを提供するために、里親とフォスタリング機関とがチームを組みながら里親養育を行うこと。

(参考) 長野県の里親認定基準の変遷

- 1 里父母の里親登録を行った当時
児童福祉法、児童福祉法施行規則を基に定めた「長野県里親認定最低基準」。
- 2 「長野県里親認定基準」の制定（令和2年4月1日適用）
「家庭養育の良さを活かしつつ、独自の子育て観を優先せず、他者からの助言に耳を傾け、関係機関と連携、協働できる」という条件を新たに追加。
- 3 「里親希望者家庭調査シート」の全面改正（令和3年6月22日）
里親希望者の子ども時代の状況や、社会との関わり、夫婦関係、養育観などをより詳細に調査することとした。

2 児童の委託（委託時・委託中）に係る事項

(3) 養育者等の被措置児童等虐待に関する理解について

ア 里親研修プログラムの見直し

- 里親が「児童の権利擁護」、「被措置児童等虐待の予防」、「チーム養育の推進」、「子どものニーズの理解と対応」等について一層理解を深められるよう、登録の前後及び更新時、また委託中の里親に対する研修プログラムを見直す（登録後の義務的な研修実施の検討を含む。）とともに、里親が参加しやすい配慮等を行うこと。
- 被措置児童等虐待を発見した場合に求められる通告等の対応に関する研修の実施を検討すること。

イ セルフチェックの導入

- 里親や補助員が、自らの行為が被措置児童等虐待に該当するかをセルフチェックできる仕組みの導入を検討すること。

ウ 補助員に対する研修、適性の確認

- 里親登録されないファミリーホームの補助員について、研修プログラムの導入等を図るほか、業務に従事する前の適性等を確認する仕組みを検討すること。
- 児童相談所は、補助員にその役割を明確に伝えること。

（参考）長野県の里親登録前研修等

里親登録時の研修は、座学3日間、施設における実習3日間の計6日間行われている。当該里父母が登録した当時は座学2日間、施設における実習3日間の計5日間であった。

従前から登録前研修の内容に被措置児童等虐待防止が含まれていたが、令和3年度から研修の内容を具体的かつ詳細な内容に充実した。

(4) ファミリーホームの運営状況等について

ア ファミリーホームの運営状況の確認

- ファミリーホームの運営状況（養育の質など）を定期的に確認する仕組みを導入すること。
（例）県による監査、第三者評価の導入等

イ ファミリーホームのあり方検討

- ファミリーホームの設置や適正な運営のあり方等について検討を行うこと。県単独では実現が困難なことについては、国へ制度化等の要望を行うこと。

（参考）県が既に講じた対策

- ファミリーホームの監査については、実施要綱等の定めがなかったため、本事案を受けて令和3年度に監査要綱を制定した。

(5) 里親と児童相談所の連携について

ア 養育に関する違和感等への対応

- 児童相談所は、養育者等の養育に関する違和感や懸念がある場合、子どもの権利擁護の観点を中心に踏まえ、その点を明確化するとともに、課題があると認められる場合は、養育者等やフォスタリング機関に働きかけその改善を図ること。
- 里親の有する課題が、「長野県里親認定基準」等に抵触する可能性がある場合、その課題等を審査する仕組みの導入や基準等の明確化について検討すること。

イ フォスタリング機関による情報共有等の仕組みづくり

- フォスタリング機関が、養育者等の養育状況等の情報を関係機関と共有した上で、その情報を精査し、その継続的な把握、役割分担、評価を適切に行うことができる仕組みづくりを行うこと。

ウ フォスタリング機関による連携調整とチーム養育の推進

- フォスタリング機関の長野県における役割等を明確化すること。
- 国が推奨する民間委託を含めた体制整備を更に推進し、フォスタリング機関が養育者等と関係機関の適切な連携調整等、必要な役割を十分果たせるようにすること。
- フォスタリング機関は、チーム養育を可能とするために必要な支援を通して、養育者等との信頼関係や協働体制を構築すること。
- 養育者等の意向が優先され、その養育状況が不透明なものとならないよう、フォスタリング機関は養育状況を多面的に把握し、養育者等への助言・指導を適切に行うこと。

エ 児童相談所及びフォスタリング機関の職員の資質・専門性向上

- 児童相談所及びフォスタリング機関の職員が、自らの専門性と役割に自信と責任を持って職務を遂行し、必要に応じて、根拠を持ち事案に介入できるよう、研修や助言・指導を受ける機会を確保すること。

施設における養育では、直接養育にあたる児童指導員等だけでなく、施設長、助言・指導・支援を行う基幹的職員、関係機関との連携の窓口となる家庭支援専門相談員、看護師、心理士等の職員が配置され、養育を直接又は間接的に支援することによりチームとして養育が行われ、適切な養育が保障される仕組みとなっている。

里親・ファミリーホームによる養育においては、フォスタリング機関が関係機関との連携を調整し、里親・ファミリーホームへの支援、助言・指導を行うことにより、適切な養育を保障する仕組みが想定され、そのような体制を整えることが不可欠である。

里親・ファミリーホームによる家庭養護は、公的な養育が私的な場で行われるという特殊性を有する。家庭という私的な場で子どもを養育している以上、変化は想定されるし、様々な要因から里親・ファミリーホームの状況は変化していく。フォスタリング機関等が小さな変化や違和感に気づき、里親・ファミリーホームを含め、児童相談所をはじめとする関係機関等で情報共有できる仕組みが必要である。

また、外部からもたらされる情報について関係機関が共有し、事実確認や評価を行っていくことが重要である。

(参考) 県が既に講じた対策

- ファミリーホーム毎にその地区を所管する児童相談所の担当者(「統括支援担当者」)を選任し、当該担当者がファミリーホーム全体の養育に関して指導・助言等を行うこととし、併せて児童を委託する各児童相談所の情報共有のハブ機能を担える体制を整えた。

(令和3年6月14日付け3こ児第81号児童相談・養育支援室長通知「ファミリーホームに対する養育支援の適切な実施について」)

(6) 関係機関の連携による情報共有について

ア 児童相談所及びフォスタリング機関による関係機関との情報共有・連携

- 児童相談所及びフォスタリング機関は、児童が在籍する学校等の関係機関と定期的・継続的に情報を共有し、連携を図りながら児童及び里親・ファミリーホームに対する支援を確実に実施すること。
- 学校は児童虐待が疑われる情報を把握した場合、子どもの権利擁護の観点から、速やかに相談・通告すること。

イ 児童相談所及びフォスタリング機関と市町村の情報共有・連携

- 児童相談所及びフォスタリング機関は、児童の出身市町村だけでなく里親・ファミリーホーム所在地市町村についても定期的・継続的に情報を共有し、要保護児童対策地域協議会を活用すること等により、関係機関が連携して里親・ファミリーホームの養育を支援し、その状況を定期的に把握・確認する仕組みを個別に整えること。

ウ フォスタリング機関による情報共有等の仕組みづくり

- フォスタリング機関が、関係機関と里親・ファミリーホームの養育状況等の情報を共有した上で、その情報を精査し、その継続的な把握、役割分担、評価を適切に行うことができる仕組みづくりを行うこと。

[(5) イ再掲]

複数の関係機関が、児童や里親・ファミリーホームの状況を把握し、複数の目で見守ることにより、些細な変化に気付くなど、早期に介入や支援を開始する糸口が見出される。

児童相談所やフォスタリング機関は、学校や里親・ファミリーホームの所在市町村等と連携を取りながらソーシャルワークを展開することが求められる。

具体的には、児童の所属が変更となった場合や、委託開始等により児童が里親・ファミリーホーム所在市町村に転入する際に、児童相談所から関係機関への情報提供及び担当者同士の打合せを確実に実施するとともに、フォスタリング機関と連携し、「応援チーム※」の構築に努める必要がある。

※ 応援チーム

個別の養育状況により、以下の機関等で構成する里親養育を理解し支援する地域ネットワーク

- ・ 児童相談所
- ・ 市町村 (主として子ども家庭福祉主管課や母子保健主管課)
- ・ 保健センター
- ・ 乳児院や児童養護施設 (里親支援専門相談員含む)
- ・ 保育所等
- ・ 学校及び教育委員会
- ・ 近隣の里親等
- ほか

(7) 子どもの権利擁護について

子どもの権利擁護のため、可能な限り早期に以下の具体的な取組を始めること。

ア 子どもの声を聴く体制の整備

- 里親家庭、ファミリーホームにおいて、子どもが、児童相談所や外部の機関等に直接意見表明できるような機会を整えること。
- 児童相談所以外の第三者が、定期的に子どもの声を聴き、その声に適切に対応する体制を整えること。

(例)

- ・CAP（子どもへの暴力防止プログラム（Child Assault Prevention））を導入し、個別に子どもの意向把握
- ・アドボケイトの導入等

イ 子どもの権利の説明

- 児童が自らの権利を訴える意識を持てるよう、児童相談所は「子どもの権利ノート」等を活用して子どもの権利について委託時だけでなく、定期的に児童及び養育者に対して説明すること。
- 児童が虐待を受けている場合などに訴えることができるよう、児童の年齢や特性を考慮して説明内容や方法について工夫すること。

ウ 「子どもの権利ノート」の改訂

- 「子どもの権利ノート」について、児童にとってより利用しやすいものとなるよう全面改訂を検討すること。
- 「子どもの権利ノート」にはがきをセットするなど、児童が自ら訴えられる方法を提示すること。

エ 子どもとの信頼関係の構築、面接方法の改善等

- 児童相談所の担当職員は日ごろから児童とコミュニケーションを図り、いざというときに児童が訴えることが可能となる信頼関係の形成に努めること。
- 児童相談所が委託児童の面接を行うときは、養育者等の影響のない環境で実施すること。
- 児童相談所は、安全・安心な養育を保障する観点から、児童の権利が守られているか、被措置児童等虐待が発生していないか等を必ず児童から定期的に聴取すること。
- 児童相談所運営指針（厚生労働省策定）は、児童の状況確認の頻度や方法を明確に定めていないので、長野県として実施方法を明確に定めること。

子どもの権利について、委託時に児童と養育者の双方に説明することにより、養育者が守るべき子どもの権利が明確になり、児童がその権利を訴えやすい環境が整う。

子どもの権利について、委託児童に対し定期的に説明する機会を意識的に設ける必要がある。また、養育者等にも「子どもの権利ノート」を活用し、子どもの権利について啓発を行うことが必要である。

従前から県は、施設入所措置又は里親委託等となる児童に対し「子どもの権利ノート」を手渡し、その内容を児童とともに確認することとしている。

「子どもの権利ノート」を説明するねらいは、児童にどのような権利があるのか理解を深めると

ともに、権利が侵害された際の相談先等を確認することにある。子どもの権利擁護のためには、周囲の大人が子どもの権利を理解し、積極的に擁護しようとする意識も重要である。

今回の検証から、実際には「子どもの権利ノート」を渡すだけでは不十分であり、なぜ子どもの権利擁護が実践されていなかったのか、実践には何が必要か、アドボケイトの導入等を含めた検討を県として確実に実施する必要がある。令和4年度には児童福祉法の改正により、この動きは全国的に更に促進されると考えられる。

児童が自らの意見を表明しやすい仕組みとして、児童に対する定期的なアンケートの実施のほか、児童の声を第三者の立場から聴く制度を導入する必要がある。

令和3年社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書（令和4年2月10日）には、以下が盛り込まれている。令和4年度以降、国からこの方向で様々な働きかけがあると考えられるが、このような体制の不備も本事案の早期把握や対応の不足・欠如につながったと考えられ、県としては早急に検討を開始し、実現する必要がある。

[報告書抜粋]

子どもは一人では意見・意向を形成し表明することに困難を抱えることも多いと考えられることから、意見・意向表明支援（アドボケイト）（※）が行われる体制の整備を都道府県等の努力義務にする。また、子どもの意見・意向表明を支援する活動を都道府県等による事業とし、都道府県等は意見・意向表明支援を行うことができるものとする。（報告書26ページ）

（※）児童に関する権利条約の日本語訳では「意見」の表明とされており、「意見表明支援」とすべきとの意見があった。

（参考）県が既に講じた対策

- 養育者が「子どもの権利ノート」の内容を児童と一緒に確認し、理解を深め、周囲の大人が子どもの権利を最大限擁護できるよう配慮を行うこととした。
また、児童に対し定期的に権利ノートの内容を説明するよう運用を変更した。
（令和3年10月29日付け3こ児第199号児童相談・養育支援室長通知「子どもの権利ノート「知ってほしいあなたの権利」の効果的な利用について」）

県が迅速に対応した上記の対策は評価できるが、確実に実施されていることを定期的に確認する必要がある。

里親に対する支援については、委託直後の2か月間は2週間に1回程度、委託2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度訪問することが「児童相談所運営指針」（厚生労働省策定）で定められているが、児童の状況確認については、その頻度や確認方法が明確に定められていないため、長野県はその実施方法について定める必要がある。

（参考）県が既に講じた対策

- 児童の安全・安心を確認するため、以下のルールづくりを行った。
 - ・ 里親委託児童については、子どもの状況に応じ1か月から最低でも6か月に1度は児童の状況を確認すること。
 - ・ 確認方法については、児童と信頼関係を構築した児童相談所の児童福祉司・児童心理司が里親等の家族やファミリーホームの補助者の影響のない環境（例えば声が漏れない自室、学校や公共施設等）において、児童の権利が守られているか、被措置児童等虐待が発生していないか等を聴取すること。

- ・ 児童にとってこの面接が楽しみなものになるよう、ネガティブな面だけでなく、楽しかったことや嬉しかったこと等にも触れること。
(令和3年5月24日付け3こ児第55号児童相談・養育支援室長通知「里親・ファミリーホームに委託した子どもの安全・安心に係る継続的な状況確認について」)

既に上記の対策が迅速に講じられたことは評価できる。さらに、子どもの最善の利益を保障する観点から、この対策による成果を評価し、不十分な場合は頻度や方法について再度検討する必要がある。

(8) 養育者等を支える仕組みと関係機関の連携・協働について

ア-1 児童相談所及びフォスタリング機関の職員の資質・専門性向上

- 児童相談所及びフォスタリング機関の職員が、自らの専門性と役割に自信と責任を持って職務を遂行し、必要に応じて、根拠を持ち事案に介入できるよう、研修や助言・指導を受ける機会を確保すること。 [(5)エ再掲]

ア-2 養育者との信頼関係の構築

- フォスタリング機関は、日ごろから養育者との信頼関係や相談しやすい関係性の構築に留意するとともに、自らの専門性を高めて養育者から頼られる存在となるよう努めること。

ア-3 フォスタリング機関による連携調整とチーム養育の推進

- フォスタリング機関の長野県における役割等を明確化すること。
- 国が推奨する民間委託を含めた体制整備を更に推進し、フォスタリング機関が養育者等と関係機関の適切な連携調整等、必要な役割を十分果たせるようにすること。
[(5)ウ再掲]
- 里親委託に当たっては、児童相談所及びフォスタリング機関等だけでなく、里親・ファミリーホームの所在市町村等を含めた重層的な支援体制（応援チーム）の構築を図ること。
- 児童相談所は、児童のアセスメント結果から、委託後に課題行動が発生する可能性を予測し、委託前からその可能性をフォスタリング機関及び養育者と共有するとともに、その対処方法について相談した上で、委託後の養育状況を養育者から聴き取りを行うこと。

イ 里親同士の支え合い及びレスパイトの推進

- フォスタリング機関は、里親相互の支援関係の構築に取り組むとともに、養育者等の負担軽減等を図る観点からレスパイトケアの活用を積極的に推進すること。

ウ 里親の欠格事由の見直しに関する国への調査・検討の要望

- 軽微な虐待等で、かつ一定の条件を満たす場合は、直ちに里親登録を抹消するのではなく、里親宅での生活の継続も選択できるよう、制度改正に向けた調査・検討を国に対し要望すること。

(一定の条件の例)

- ・ 虐待の種別が身体的虐待又は心理的虐待であること。
- ・ 虐待の内容が比較的軽微であり、繰り返されていないこと。
- ・ 一定の指導や支援を受けることで改善が見込まれ、児童にとって当該里親の下での生

活の継続が望ましいと客観的に判断できること。

- ・ 児童相談所及び関係機関の指導や支援を受け入れる体制が整っていること。
- ・ 児童、里親双方が、委託の継続を希望していること。
- ・ 当該児童の最善の利益を保障するため、フォスタリング機関による支援及び指導・助言が行われること。
- ・ アドボケイト等による子どもの意思の確認が行われること。

里親家庭・ファミリーホームにおいて行われる養育については、施設で行う養育と違い、同一養育者による 24 時間 365 日のケアが求められる。養育者と委託児童の関係性等の悪化や、養育者がストレスを感じた際には、両者の関係の中で解決しようとする力が働き、体罰等の虐待が発生するおそれがある。虐待に至る前に気軽に相談できる近隣の里親との繋がり確保や、必要に応じ児童と一時離れて冷却期間を設けるなどの取組が必要である。

里親養育はフォスタリング機関とのチーム養育を前提としており、里親家庭における被措置児童等虐待については里親だけでなく、フォスタリング機関の支援や助言、レスパイト制度が活用されやすい仕組みづくりなどが適切になされているのか等についても状況を把握し改善しなければならない。

また、市町村、児童家庭支援センター、民生・児童委員等の地域の実情に応じた身近な関係者による支援も重要である。

（里親の欠格事由の見直しに関する国への調査・検討の要望）

児童福祉法上、被措置児童等虐待は里親の欠格事由として定められており、被措置児童等虐待が認定された場合、里親名簿から抹消される制度となっている。

しかし、この運用では、被措置児童等虐待と認定されるおそれから、養育者が養育上の問題に関する相談をするのを妨げる要素となる可能性があり、さらに、軽微な虐待を認定すれば子どもの居場所等の生活の全てが剥奪され、児童の福祉を大きく損なう可能性がある。

また、関係機関は、被措置児童等虐待を疑ったとしても、児童の最善の利益を保障する観点から葛藤が生じ、被措置児童等虐待の顕在化を妨げる要因となる可能性がある。

したがって、里親の行為が被措置児童等虐待と認定されたとしても、虐待の程度、児童の最善の利益等を勘案し、必要な支援・指導を講じた上で、被措置児童等虐待の再発のおそれがないと認められる場合は、里親宅での生活の継続も選択できるよう、制度改正に向けた調査・検討を要望することが必要である。

(9) ファミリーホームの評価制度について

- ファミリーホーム事業者に外部評価の意義を説明し、積極的に実施するよう促すとともに、評価結果と指摘事項の改善状況を把握すること。
- ファミリーホーム事業者に自己評価を行わせ、指導監査時に確認すること。

外部評価においては、各ファミリーホームにおける課題の抽出にとどまらず、課題解決に向けた具体的・建設的な取組や、関係機関からの必要な支援等について提示されることが必要である。

県は、自己評価及び外部評価の結果を踏まえ、制度改正の必要性が認められる場合は、国に対して提言することも必要である。

3 事案発生後に係る事項

(10) 学校における児童相談所への通告の遅れについて

ア 学校の管理職等に対する研修の実施

- 学校の管理職（校長、教頭等）に対し、児童虐待対応の基礎的内容（虐待を把握したときの対応等）について研修を実施すること。
- 「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き（文部科学省）」の内容に基づいた児童虐待対応を学校内部で周知徹底すること。

イ 児童相談所及びフォスタリング機関による関係機関との情報共有・連携

- 児童相談所及びフォスタリング機関は、児童が在籍する学校等の関係機関と定期的・継続的に情報を共有し、連携を図りながら児童及び里親・ファミリーホームに対する支援を確実に実施すること。

[(6) ア再掲]

「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き（文部科学省）」は、性的虐待が疑われる場合には、速やかに児童相談所等に通告すると定めているが、この手引きに基づく対応が行われていなかった。早期の通告につなげるため、手引きの内容について学校内部での周知徹底が欠かせない。

一方、学校現場は、様々なマニュアルや手引き類があるため、この手引きの内容を理解してもらうには、教職員に対する研修機会を活用して、児童虐待対応の基礎的内容について学んでもらう必要がある。

今後、長野県社会的養育推進計画どおりに家庭養育への移行が進むと、多くの学校に養子縁組や里親・ファミリーホームに委託された子どもが在籍する可能性がある。

これまでは、施設養護が中心であったこともあり、主に施設所在地の学校のみが対応していたが、今後はすべての学校関係者が、社会的養護の子どもに対応できるよう、必要な知識を持つ必要がある。（現時点では、里親養育については、理解が進んでおらず、今回の事案でも明らかになったように、ファミリーホーム委託中の子どもがいたとしても、情報提供されず、学校としては子どものニーズに配慮した対応がされることは少なく、一般的な対応のみとなっている事例が多いと推測される。）

家庭での虐待や被措置児童等虐待についてはもちろんのこと、それを理解するための社会的養護に関する基本的知識や、そこに生活する子どもの特徴的なニーズについて、教職員が学ぶ機会を整備する必要がある。

(参考) 県が既に講じた対策

- 「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」に基づく対応の再度の周知徹底を呼び掛けるとともに、校長会等において、児童相談所長が児童虐待対応の基礎的な内容について研修を行い早期の通告について呼びかけた。
（令和3年7月1日付け3教心第105号長野県教育委員会教育長等通知「児童・生徒に対する虐待への対応について」）
- 市町村独自の虐待対応マニュアルの点検
市町村において独自のマニュアルを設定している市町村においてはその内容が「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き（文部科学省）」に照らして妥当か点検し、必要に応じて修正することを依頼。

本事案の検証結果を待たずに、県が上記のように迅速な対応を取ったことは評価されるが、これを呼び掛けで終わらせずに、研修実施による変化等、その成果について確認する必要がある。

(11) 児童相談所の対応の遅れについて

ア 児童相談所間の応援体制の構築

- 緊急に保護が必要と考えられる事案の通告を受けた児童相談所が、直ちに児童を保護できる体制にないときは、他の児童相談所の応援を得て、直ちに保護できる体制を構築すること。

イ 面接時の気づきの感度の向上

- 児童相談所は、面接時に里親や児童の発言を注意深く聴くとともに、発言の中から課題に気づき、その課題を掘り下げて確認すること。

ウ 重大な虐待の疑いがある場合の一時保護の判断

- 重大な虐待が疑われる場合は、児童が被害を開示できない可能性等を考慮し、児童相談所間で認識を統一するとともに、児童の安全を最優先し、一時保護を実施した上で調査等行うこと。

エ 複数の児童相談所が児童を委託している場合の対応

- ファミリーホームに複数の児童相談所から児童が措置されている場合、どのように被措置児童等虐待に対応するのか、あらかじめ検討を行うこと。

児童相談所は、虐待対応において、児童の権利を擁護し児童の安全・安心を守る責務と立場にあることを再認識する必要がある。

本事案のように重大な虐待が疑われる場合は、児童が被害を開示できない可能性等を考慮し、児童の安全を最優先して、一時保護を実施したうえで調査等を行うことが必要である。

また、緊急の保護が必要な事案での確実な保護体制の構築や、複数の児童相談所から児童が措置されている事案の対応方法をあらかじめ検討するなど、被措置児童等虐待について迅速かつ適切な対応を行う体制を整えることが必要である。

(12) 関係機関の情報管理について

ア 情報管理の徹底

- 重大被措置児童等虐待に係る事案の内容、検証中の内容等が、外部に漏洩しないよう、情報管理を徹底すること。

イ 公表時期、公表内容等の配慮

- 重大被措置児童等虐待が判明した場合、被害児童の最善の利益を考慮し、プライバシーの保護、二次被害の防止等の観点から、公表時期、公表内容等について、十分配慮すること。

ウ 報道機関に対する被害児童への配慮の依頼

- 重大被措置児童等虐待に関する報道について、報道機関に対し、被害児童の最善の利益を考慮し、プライバシーの保護、二次被害の防止等に十分配慮するよう依頼すること。

(13) 被害児童に対するアフターケアについて

ア 被害児童に対する面接の配慮

- 被害児童から被害状況を聴き取る時は、事前に十分な準備をした上で、児童の心理的負担に配慮しながら、1回で終わられるよう努めること。

(理由)

虐待の事実を思い出すことによる不快感や不安感を最小限に抑える配慮が求められる。

イ 被害児童に対する心のケア

- 虐待によって心に傷を負った被害児童に対し、児童心理司が被害児童に合った心のケアを実施すること。
- 虐待を受けた児童に対し、適切な心のケアができるよう、児童心理司は自己研鑽に努めること。

ウ 子どもの権利擁護のための弁護士等による支援

- 被措置児童等虐待の被害児に必要な場合には、子どもの権利擁護のための弁護士等による支援を検討すること。

(14) 被措置児童等虐待の再発防止について

- 里親・ファミリーホームにおいて、被措置児童等虐待が生じた場合には、里親・ファミリーホーム及びフォスタリング機関をはじめとする関係機関は、県が行う調査に協力するとともに、再発防止に向けた対策を講じること。
- 被措置児童等虐待防止の具体的な取組について、その実施効果を確認すること。

【参考資料】

事案検証経過

年 月 日	内 容
令和3年5月11日	第1回 重大被措置児童虐待検証委員会 ・事案の報告、今後の検証の進め方 等
令和3年6月22日 令和3年6月28日	児童相談所職員からのヒアリング
令和3年7月12日	第2回 重大被措置児童虐待検証委員会 ・児童相談所職員へのヒアリング結果報告・検証 ・里親認定に係る資料の検証 ・学校、市町村教委へのヒアリングの実施方法について ・里親会連合会からの申し入れについて 等
令和3年8月27日 令和3年8月30日	教職員、教育委員会職員、市町村職員からのヒアリング
令和3年9月9日	第3回 重大被措置児童虐待検証委員会 ・児童相談所職員への追加質問の結果報告・検証 ・学校、市町村教委へのヒアリング結果報告・検証 ・今後の検証の進め方について 等
令和3年9月22日	里母、補助員からのヒアリング
令和3年10月19日	里父からのヒアリング
令和3年10月20日	近隣ファミリーホーム事業者からの意見聴取
令和3年11月15日	第4回 重大被措置児童虐待検証委員会 ・里親会連合会及び里親審査部会との懇談（意見交換） ・当該ファミリーホーム関係者等へのヒアリング結果報告・検証 ・中間報告及び今後の進め方について 等
令和3年12月27日	第5回 重大被措置児童虐待検証委員会 ・里親会連合会との懇談（意見交換） ・検証結果を踏まえた課題等の検証 ・検証報告書（たたき台）の検討 等
令和4年2月10日	第6回 重大被措置児童虐待検証委員会 ・検証結果報告（素案）の検討 等
令和4年3月18日	第7回 重大被措置児童虐待検証委員会 ・検証結果報告（案）の検討 等

重大被措置児童虐待検証委員会
(長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会処遇審査部会)
委員名簿

氏名	所属	備考
あおき えりこ 青木 恵里子	グリーンボックス法律事務所 弁護士	副委員長
かみかど かずひろ 上鹿渡 和宏	早稲田大学人間科学部 教授 児童精神科医	委員長
こばやし のりもと 小林 法元	長野赤十字病院 第二小児科 部長	
みやお さとし 宮尾 聡	社会福祉法人 長野市社会事業協会 尚和寮 松代デイサービスセンター 寮長・所長	
よしだ こ 吉田 アイ子	「うごく保健室」主宰 元小中学校養護教諭	

(敬称略 五十音順)

処遇審査部会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、処遇審査部会（以下「部会」という。）の運営に関し、長野県社会福祉審議会運営規程に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(組織)

第2 部会は、5人以内で組織する。

(委員の任期)

第3 部会の委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の任期が満了した場合に、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(部会長及び副部会長)

第4 部会に、部会長及び副部会長1名を置く。

2 部会長は、委員の互選により定める。

3 副部会長は、部会長が指名する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第5 部会は、部会長が招集し、議長となる。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

4 部会長は、会議によらず、他の委員の意見を聴取したうえで議事を決することができる。この場合、部会長は決議の結果を部会に報告する。

5 部会の行う調査審議の手続きは公開しない。ただし、第8に掲げる検証については、審議の概要及び提言を含む報告書は公表するものとする。

6 委員は、部会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(被措置児童等虐待への対応)

第6 部会は、被措置児童等虐待に関する通告又は届出を受理するものとする。

2 部会は、前項の通告又は届出を受理した場合は、知事へ通知するものとする。

3 県児童相談・養育支援室長若しくは児童相談所長は、被措置児童等虐待に係る通告、届出、通知又は相談を受け、事実確認等や被措置児童等の保護等の措置を講じた場合は、部会に報告するものとする。

4 部会は、前項の報告を受けたときは、その報告に係る事項について、必要に応じ検証を行い、知事に対し、意見を述べることができるものとする。

5 部会は、前項の事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができるものとする。

6 重大な被措置児童虐待における再発防止のための検証を行う場合は部会において審議の上、部会を重大被措置児童虐待検証委員会（以下「検証委員会」という）として扱うこと

ができる。検証委員会の運営については、この運営要領を準用するものとし、これによらない事項については、部会において審議の上、決定するものとする。

7 検証委員会には必要に応じ、部会の委員以外の者に出席を求めることができる。

(調査審議)

第7 児童又はその保護者の処遇に関する事項として、部会が調査審議するものは、次に掲げる場合とする。

- (1) 児童相談所の予定している措置と児童又は保護者の意向が一致しないとき。
- (2) 児童相談所長が、措置決定又は措置決定後の援助について、法律や医療等の幅広い分野における専門的な意見を求める必要があると判断する場合や、児童又は保護者の意向の確認が不可能又は困難なため、児童の最善の利益を確保する上でより客観的な意見を求める必要があると判断する場合等。
- 2 前項の事項について、緊急を要する場合で、あらかじめ部会の意見を聴くいとまがないときは、事後に部会に報告するものとする。
- 3 部会は、特に必要があると認めるときは、児童、保護者その他の関係者に対し、調査審議するため必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第7の2 措置児童等の事故に関する事項として部会が調査審議するものは、部会又は、県児童相談・養育支援室長が必要と判断する場合とする。

2 前条第3項の規定は、前項に規定する調査審議について準用する。

(検証)

第8 部会は、虐待による児童の死亡事例等について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために検証を行うものとする。

- 2 前項の検証を行うために、部会に報告を求める対象範囲は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 立入調査、臨検・捜索及び一時保護の実施状況。
 - (2) 児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例等。具体的には県又は市町村が関与していた虐待による死亡事例(心中を含む)全てを対象とする。ただし、死亡に至らない事例や関係機関の関与がない事例(車中放置、新生児遺棄致死等)であっても検証が必要と認められる事例については、あわせて対象とする。

(庶務)

第9 部会の庶務は、県児童相談・養育支援室において行う。

附 則

この要領は、平成10年6月4日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成15年4月22日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に就任している委員及び新たに補欠のため就任する委員の任期は、第3の1の規定に関わらず、平成17年4月30日までとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 24 年 6 月 28 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 26 日から施行する。

報道各社の方へ

本報告書や事案の報道にあたっては、ユニセフの「Guidelines for journalists reporting on children」の遵守をお願いします。

URL: <https://www.unicef.org/eca/media/ethical-guidelines>

- ・子どものさらなるスティグマや差別、非難をしないような報道を心がけること
- ・現状を示すのに過剰なインパクトを示す画像イメージを使用しないこと
- ・被害児、当事者・関係者等を特定しようとし、特定につながる内容は公表しないこと